

第 11 章 審査会に提出した資料

第11章 審査会に提出した資料

本事業に関する横浜市環境影響評価審査会の開催状況及び概要は、表 11.1 に示すとおりです。

表 11.1 (1) 本事業に関する審査会の開催状況及び概要

年月日	手続の段階	審査概要
令和3年	方法書	【令和3年度 第6回横浜市環境影響評価審査会】 方法書の概要説明（事業者） 質疑応答
		【令和3年度 第8回横浜市環境影響評価審査会】 補足資料を用いた説明（事業者）……p11-5～11-25 1 土地区画整理事業の現地調査結果の活用 2 環境類型区分、微地形、流域を踏まえた動物・植物調査地点の検討について 3 公園整備事業による生物多様性の予測の考え方 4 河川の形態、流量の項目選定について 5 圍繞景観について 質疑応答
		【令和3年度 第10回横浜市環境影響評価審査会】 補足資料を用いた説明（事業者）……p11-26～11-31 6 圍繞景観について（その2） 7 方法書本編の用語使い方の修正方針 質疑応答
		【令和3年度 第12回横浜市環境影響評価審査会】 補足資料を用いた説明（事業者）……p11-32～11-53 8 現存植生図、微地形、流域を踏まえた動物・植物調査地点の検討について（その2） 9 地域社会の予測地点（工事中） 10 地域社会の予測地点（供用時） 11 供用時の温室効果ガスの項目選定について 質疑応答
		【令和3年度 第14回横浜市環境影響評価審査会】 補足資料を用いた説明（事業者）……p11-54～11-74 12 環境保全のスペースの考え方について 13 河川の形態、流量及び公共用水域の水質の項目選定について 14 工事中の温室効果ガスの項目選定について 15 生物多様性の項目の選定と予測の考え方について 質疑応答
		【令和3年度 第15回横浜市環境影響評価審査会】 補足資料を用いた説明（事業者）……p11-75～11-77 16 公園整備と生態系の保全措置の両立のあり方 17 供用時の土地被覆の変化に伴う相沢川への雨水排水の影響 18 公園整備事業区域内における調整池整備・供用の考え方 質疑応答
令和4年	事業内容等 修正届出書	【令和4年度 第5回横浜市環境影響評価審査会】 修正届出書添付資料の概要説明（事業者） 質疑応答
		【令和4年度 第7回横浜市環境影響評価審査会】 補足資料を用いた説明（事業者）……p11-79～11-86 1 景観の調査地点について 2 相沢川及び和泉川の環境配慮事項の修正について 3 北地区の想定施設と環境影響評価項目の選定について 4 供用時の光害対策について 質疑応答

表 11.1 (2) 本事業に関する審査会の開催状況及び概要

年月日	手続の段階	審査概要
3月27日	準備書	【令和4年度 第18回横浜市環境影響評価審査会】 準備書の概要説明（事業者） 質疑応答
4月27日		【令和5年度 第1回環境影響評価審査会】 補足資料を用いた説明（事業者）……p11-88～11-126 1 施設の存在・土地利用の変化に伴う湧水の流量の予測評価について 2 仮設調整池の出口での土砂の残留率について 3 将来交通量の増加・減少の要因について 4 供用時の交差点需要率の減少要因について 5 工事用車両の走行に伴う騒音の環境保全目標について 6 来園車両等の走行に伴う道路交通騒音の増加要因について 質疑応答
5月25日		【令和5年度 第2回環境影響評価審査会】 補足資料を用いた説明（事業者）……p11-127～11-171 7 仮設調整池の位置について 8 仮設調整池の出口での土砂の残留率について（2） 9 調整池4の設えについて 10 在来種や草地群落等を考慮したガーデンの整備方針について 11 相沢川及び和泉川以外の注目すべき種の保全について 12 利用制限エリアの設定について 13 「現況に近い状態に回復」する具体的根拠について 14 水辺の貴重種の移設・移植時期について 15 囲繞景観の価値の変化の根拠について 16 触れ合い活動の場の保全措置について 17 施設の運営に伴う温室効果ガスの排出量について 18 グリーン電力調達制度について 不開示情報に関する審議 質疑応答
6月12日		【令和5年度 第3回環境影響評価審査会】 補足資料を用いた説明（事業者）……p11-172～11-198 19 施設の存在・土地利用の変化に伴う湧水の流量の予測評価について（2） 20 供用時の交差点需要率の減少要因について（2） 21 来園車両等の走行に伴う道路交通騒音増加要因について（2） 説明会の開催報告（事業者） 質疑応答
6月22日		【令和5年度 第4回環境影響評価審査会】 補足資料を用いた説明（事業者）……p11-199～11-228 22 眺望景観の質的な変化や周辺の景観資源との関係性について 23 囲繞景観の価値の変化の根拠について（2） 24 相沢川及び和泉川以外の注目すべき種の保全について（2） 準備書意見見解書の概要説明（事業者） 質疑応答
7月10日		【令和5年度 第5回環境影響評価審査会】 意見陳述人の選定

表 11.1 (3) 本事業に関する審査会の開催状況及び概要

年月日		手続の段階	審査概要
令和 5年	7月31日	準備書	【令和5年度 第6回環境影響評価審査会】 補足資料を用いた説明（事業者）……p11-229～11-286 25 施設が存在・土地利用の変化に伴う湧水の流量の予測評価について（3） 26 眺望景観の質的な変化や周辺の景観資源との関係性について（2） 27 草地の整備・維持管理方針について 28 「現況に近い状態に回復」する具体的根拠について（2） 29 調整池4の設えについて（2） 30 水辺の貴重種の移設・移植時期について（2） 不開示情報に関する審議 質疑応答
	8月8日		【令和5年度 第7回環境影響評価審査会】 意見陳述人から意見聴取
	9月11日		【令和5年度 第8回環境影響評価審査会】 答申（案）作成のための検討事項整理（事務局）
	9月25日		【令和5年度 第9回環境影響評価審査会】 準備書に係る答申（案）審議（事務局）

11.1 方法書段階の審査会に提出した資料

方法書時の審査会では、審査員からの質問に対する回答を、補足資料を用いて説明しました。その際に使用した資料を次頁以降に掲載します。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

2 環境類型区分、微地形、流域を踏まえた動物・植物調査地点の検討について

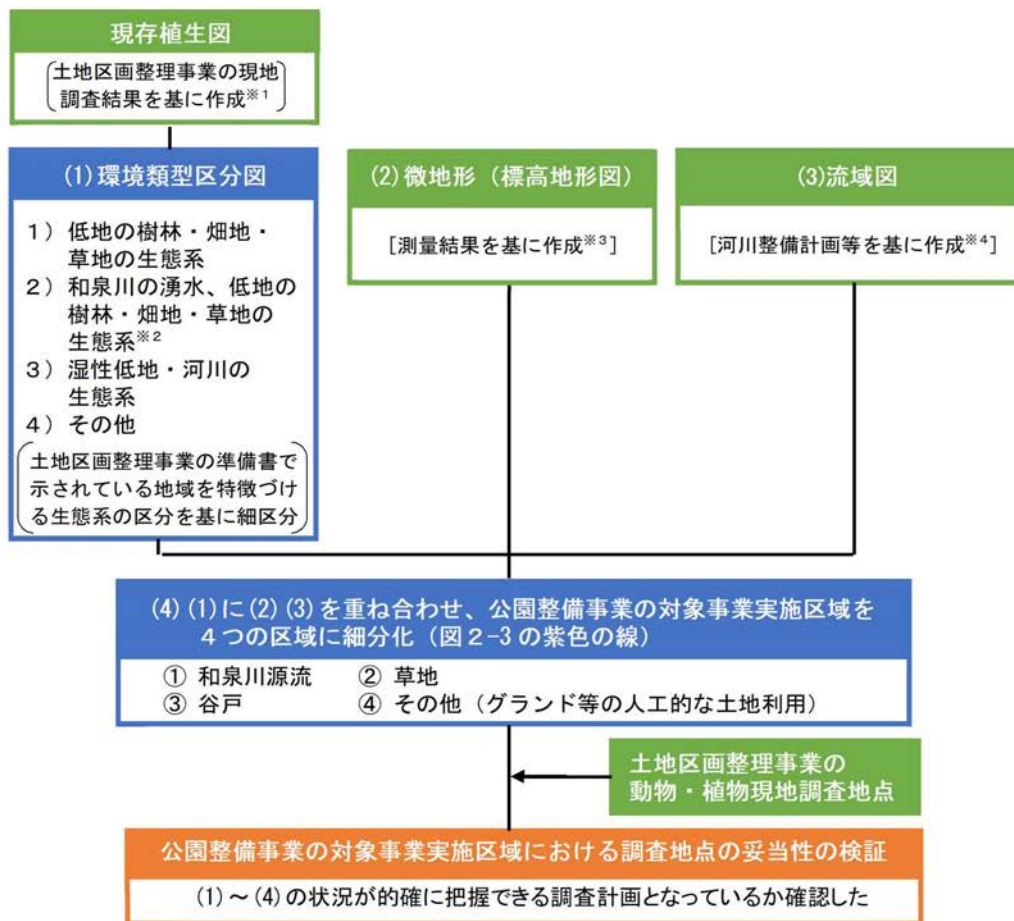
本事業では、土地区画整理事業の現地調査結果を活用する計画のため、土地区画整理事業の動物・植物現地調査地点が本事業の対象事業実施区域内においても環境類型区分、微地形、流域を踏まえて適切な位置に設定されているか検討しました。

(1) 検討手順

検討手順は図 2-1 に示すとおりです。現存植生図（図 2-2）と土地区画整理事業の準備書で示されている地域を特徴づける生態系の区分を基に細分化し、環境類型区分図を作成しました。

環境類型区分、微地形（標高地形）、流域区分を踏まえて、本事業の対象事業実施区域を①和泉川源流、②草地、③谷戸、④その他の4つの区域に細分化しました（図 2-3）。

環境類型区分図、微地形（標高地形図）、流域図及び細分化された4つの区域と動物・植物の現地調査地点を重ね合わせることで、動物・植物の調査地点の妥当性について検討を行いました。



※1 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書（横浜市 令和3年6月）（p.9.11-25 参照）

※2 「低地の樹林・畑地・草地の生態系」のうち、和泉川の湧水及び和泉川流域を細区分した。

※3 平成31年度測量（横浜市）

※4 境川水系河川整備計画、帷子川水系河川整備計画、下水道計画一般図、排水施設区画割平面図（横浜市）

※5 は既存の図、 は既存資料を基に本検討で新たに作成した図を示す。

図 2-1 動物・植物調査地点の検討手順

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

参考：土地区画整理事業の準備書で示されている地域を特徴づける生態系の区分

表 9.12-4 地域を特徴づける生態系の概況

生態系	植生、土地利用	分布状況
低地の樹林・畑地・草地の生態系	メヒシパーエノコログサ群落、畑地が優占するほか、コナラ群落、スギ・ヒノキ植林及びムクノキ・エノキ群落が分布します。人により利用されている場所が多いです。	畑地及び草地は、対象事業実施区域に広く分布しています。樹林は対象事業実施区域南東部に分布するほか、南西部、相沢川及び大門川沿いに分布します。
湿性低地・河川の生態系	水田、休耕田が優占するほか、オギ群落が分布します。人により利用されている場所が多いです。	対象事業実施区域の北端から南端に流れる相沢川、大門川沿いに分布します。

出典：旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書（横浜市 令和3年6月）(p.9.12-5 参照)

(2) 検討結果

公園整備事業の対象事業実施区域における動物・植物の調査地点の妥当性について検討を行った結果を表 2-1 に示します。

表 2-1(1) 動物・植物調査地点の検討結果

調査項目	調査手法*	調査地点の検討結果	参照頁
哺乳類	トラップ法 (1 地点)	「①和泉川源流」にトラップが1地点 (M6)、対象事業実施区域の北西側近傍にトラップ及び無人撮影装置が1地点 (M4) 設置されている。 トラップ調査は、任意観察による確認が困難なネズミ類やヒミズ類、無人撮影調査は中型哺乳類を対象として実施している。M6 は上瀬谷市民の森と連続した樹林 (スギ植林) に位置する地点であり、樹林環境に生息する哺乳類を確認できる。M4 は草地が分布し、近傍では植木の栽培等が行われており、草地環境に生息する哺乳類を確認できる。	p. 7 (図 2-4)
	任意観察法 及びフィールドサイン法	①～④を網羅的に踏査している。	
一般鳥類	定点観察法 (1 地点)	「①和泉川源流」に1地点 (B3)、対象事業実施区域の北西側近傍に1地点 (B2) 設置されている。B3 は対象事業実施区域の南東側及び瀬谷市民の森が見渡せる定点で、定点西側の草地及び畑地、定点東側の樹林地に生息する鳥類を確認できる。B2 は、対象事業実施区域の北西側を見渡せる定点であり、定点南側の畑地、定点西側の草地及び畑地に生息する鳥類を確認できる。	p. 8 (図 2-5)
	ラインセンサス法 (2 ルート)	「①和泉川源流」に1本 (BL1)、「③谷戸」と「④その他」に1本 (BL2) 設置されている。BL1 は草地、耕作地及び上瀬谷市民の森に続く樹林 (スギ植林) を通過するルートで、草地・畑地性鳥類及び平地の樹林性鳥類を確認できる。BL2 は点在する樹林 (落葉広葉樹)、植栽樹群、河川沿いの水田、耕作地、河川や耕作地脇の高径草地を通過するルートで、水鳥、草地・畑地性鳥類、平地の樹林性鳥類を確認できる。	
	任意観察法	①～④を網羅的に踏査している。	

※調査手法の () 内の数字は、公園整備事業の対象事業実施区域内の調査地点数を示す。

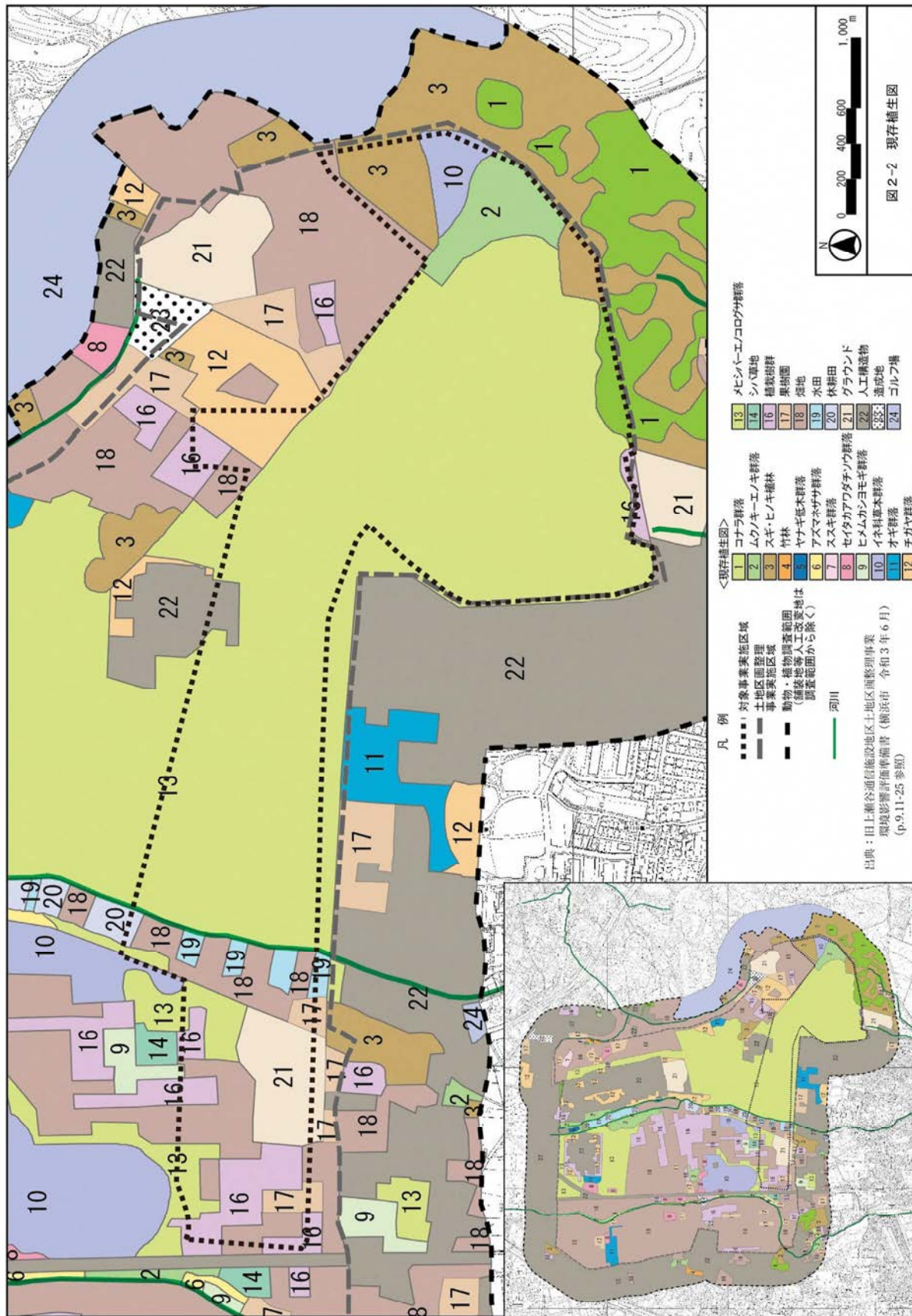
この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 2-1(2) 動物・植物調査地点の検討結果

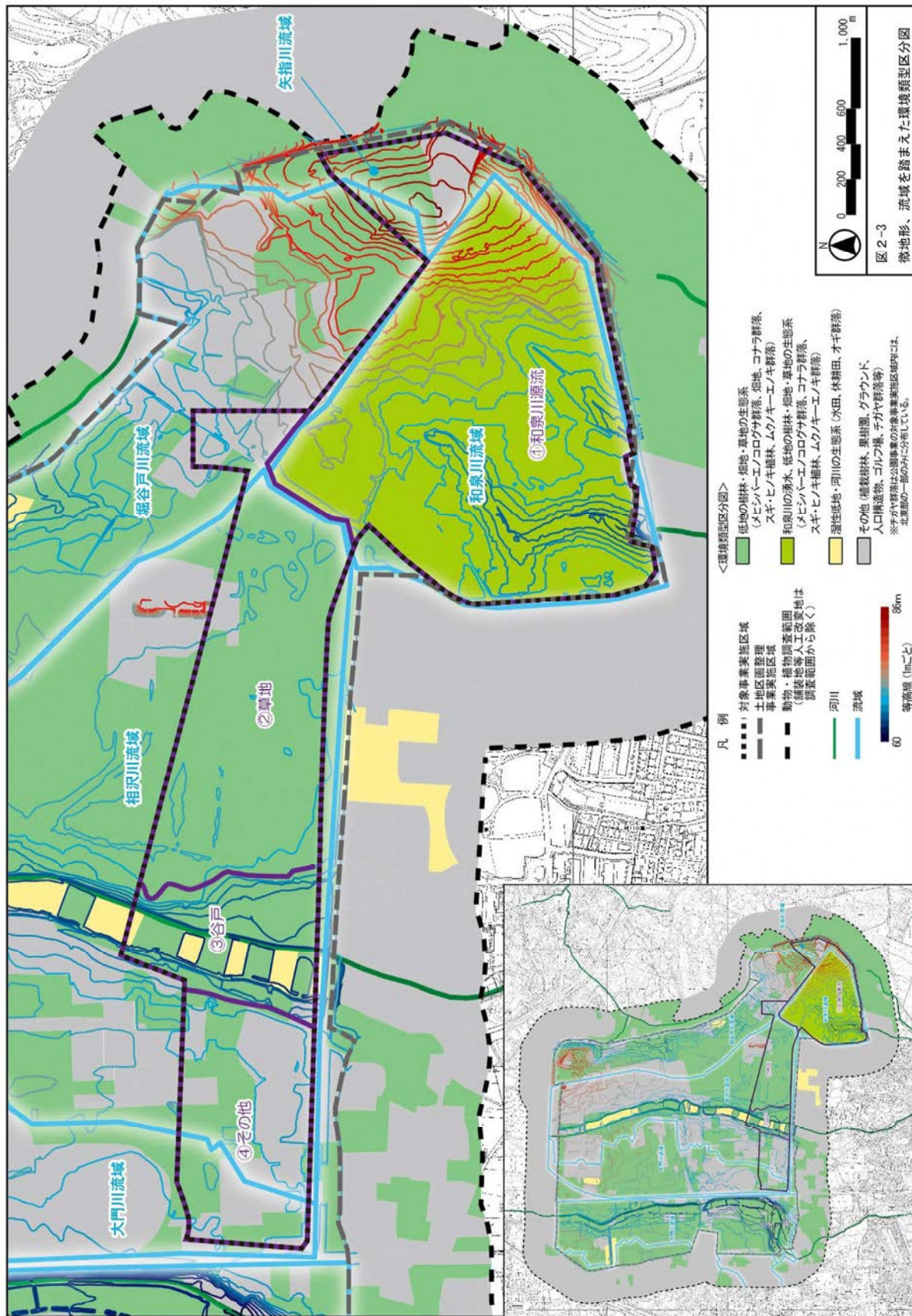
調査項目	調査手法 [※]	調査地点の検討結果	参照頁
猛禽類	定点観察法 (1 地点)	「①和泉川源流」と「②草地」の境界に1地点(B3)、対象事業実施区域の北西側近傍に1地点(B2)設置されている。B3は、対象事業実施区域の南東側及び瀬谷市民の森が見渡せる定点であり、定点西側の草地及び畑地、定点東側の樹林性鳥類の確認できる。B2は、対象事業実施区域の北西側を見渡せる定点であり、定点周辺の畑地、草地等に出現する猛禽類を確認できる。	p. 9 (図 2-6)
両生類 ・ は虫類	任意観察法 及び任意採取法	①～④を網羅的に踏査している。	p. 10 (図 2-7)
魚類	任意観察法 及び任意採取法 (3 地点)	和泉川に2地点(3-1、3-2)、相沢川に1地点(2-1)設置されている。3-1は護岸されておらず、比較的良好な自然環境である。3-2は護岸されていないが、河川流量は少ない。2-1は調査地域内の水域のほぼ全域が三面張りのコンクリート護岸である。	p. 11 (図 2-8)
昆虫類 ・ クモ類	ライトトラップ法 ・ ベイトトラップ法(1地点)	「①和泉川源流」に1地点(M6)、対象事業実施区域の北西側近傍に1地点(M4)設置されている。M6は、対象事業実施区域南東側の上瀬谷市民の森と連続した樹林(スギ植林)に位置する地点であり、樹林環境に生息する昆虫類・クモ類を確認できる。M4は、草地が分布し、近傍では植木の栽培等が行われており、草地環境に生息する昆虫類・クモ類を確認できる。	p. 12 (図 2-9)
	任意観察法 及び任意採取法	①～④を網羅的に踏査している。	
底生動物	任意観察法 及び任意採取法 (3 地点) ・ 定量調査 (2 地点)	和泉川に任意観察・採取及び定量調査地点が1地点(3-1)、任意観察・採取地点が1地点(3-2)、相沢川に任意観察・採取及び定量調査地点が1地点(2-1)設置されている。3-1は護岸されておらず、比較的良好な自然環境である。3-2は護岸されていないが、河川流量は少ない。2-1は調査地域内の水域のほぼ全域が三面張りのコンクリート護岸である。	p. 13 (図 2-10)
陸産貝類	任意観察法 及び任意採取法	①～④を網羅的に踏査している。	p. 14 (図 2-11)
植物群落	植生調査 (コドラート:1地点)	「③谷戸」に1地点(5)、「①和泉川源流」及び「②草地」の近傍に1地点(3)、対象事業実施区域の北東側近傍に1地点(4)、南東側近傍に2地点(13、14)、北西側近傍に2地点(1、2)、南西側近傍に1地点(16)が設置されている。畑地、水田、草地、樹林地の植生を確認できる。	p. 15 (図 2-12)
維管束植物	任意観察及び採取	①～④を網羅的に踏査している。	p. 16 (図 2-13)
	大径木調査	比較的樹幹の大きい樹木が分布しているものと考えられる海軍道路及び困障区域内を網羅的に踏査している。	
付着藻類	任意観察及び採取(2地点)	和泉川に1地点(3-1)、相沢川に1地点(2-1)設置されている。河川源流部の湧水はカワモズク等の大型紅藻類の重要種が確認される可能性が高い。	p. 17 (図 2-14)
蘚苔類	任意観察及び採取	①～④を網羅的に踏査している。	p. 18 (図 2-15)

※調査手法の()内の数字は、公園整備事業の対象事業実施区域内の調査地点数を示す。

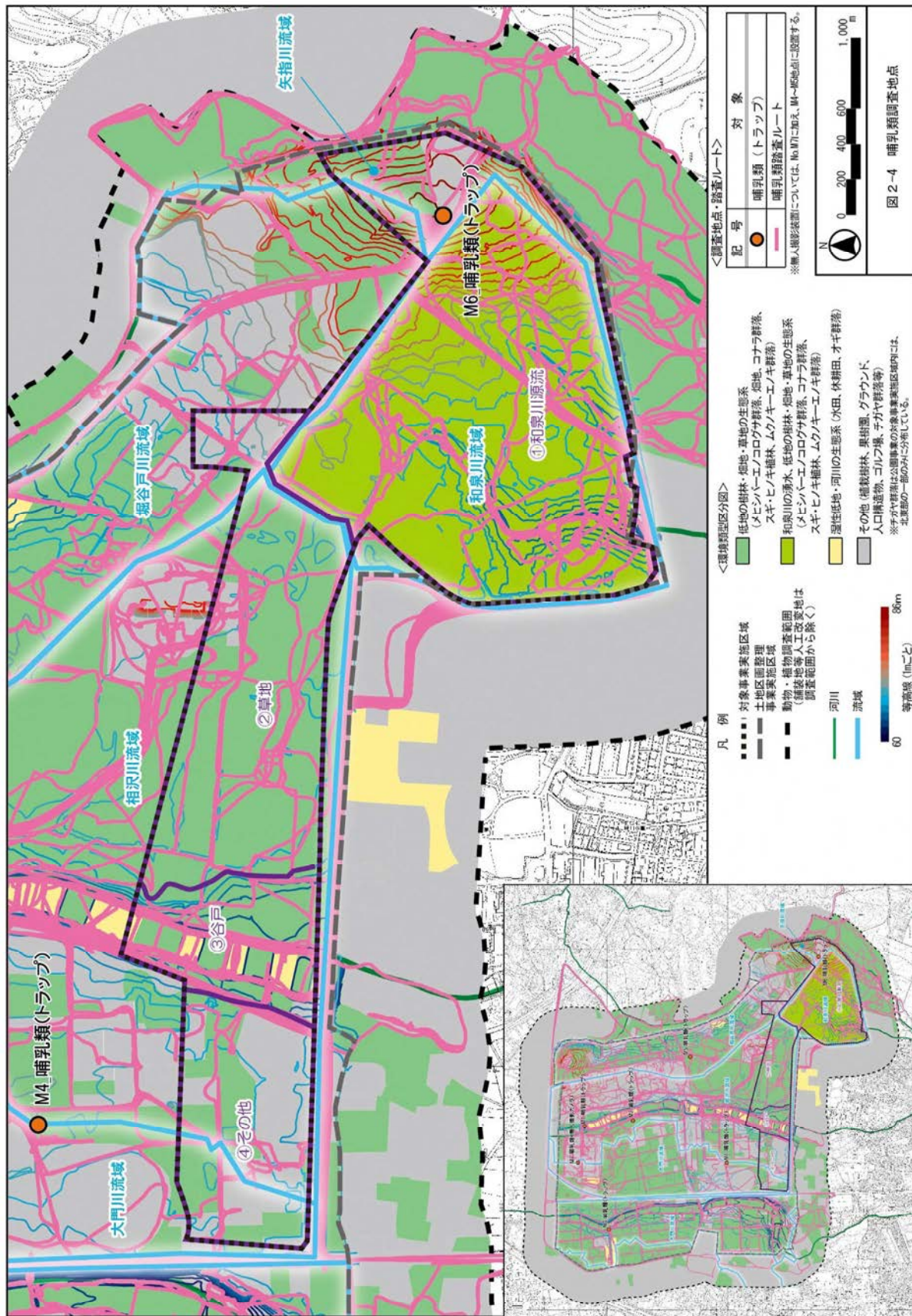
この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



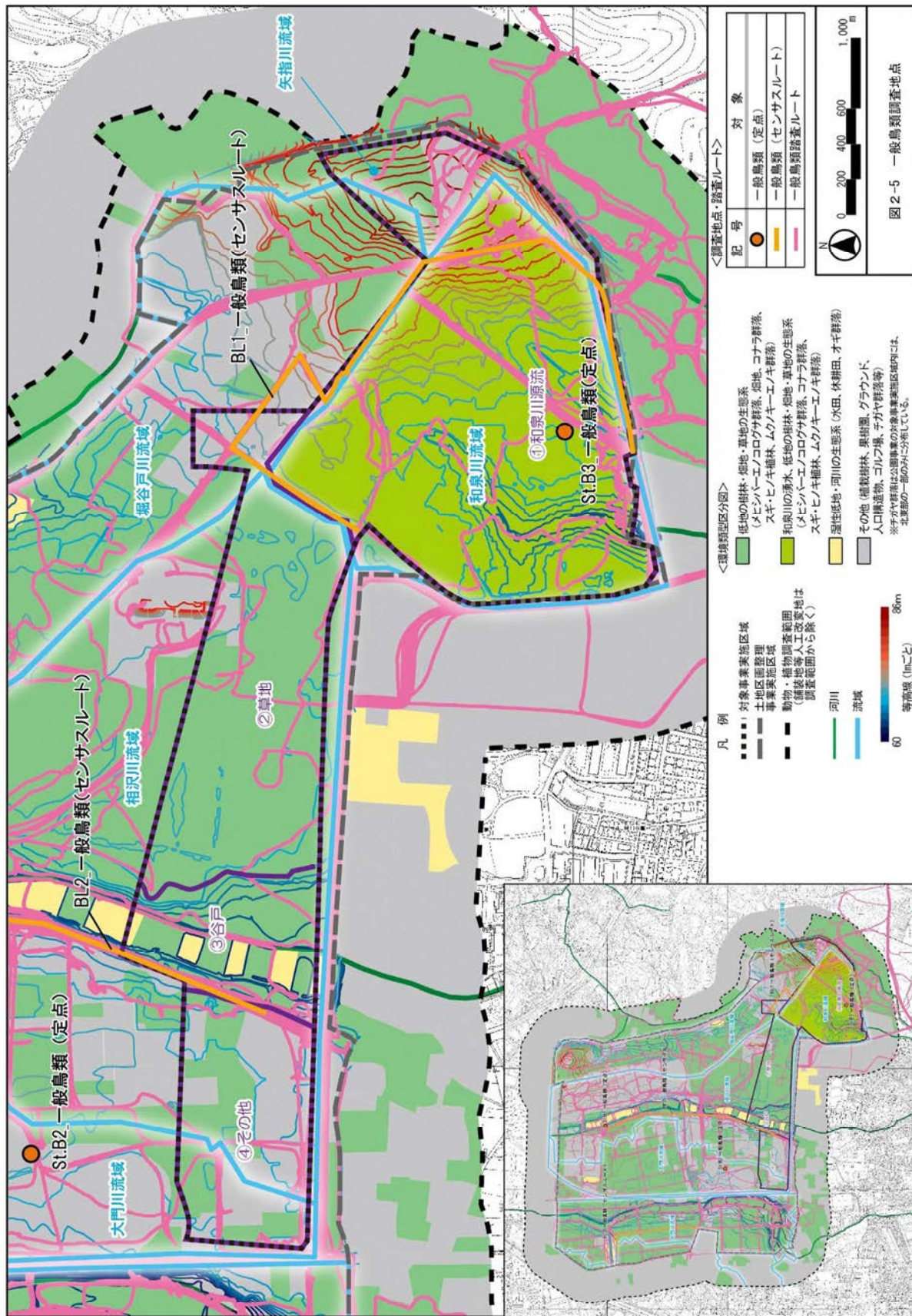
この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



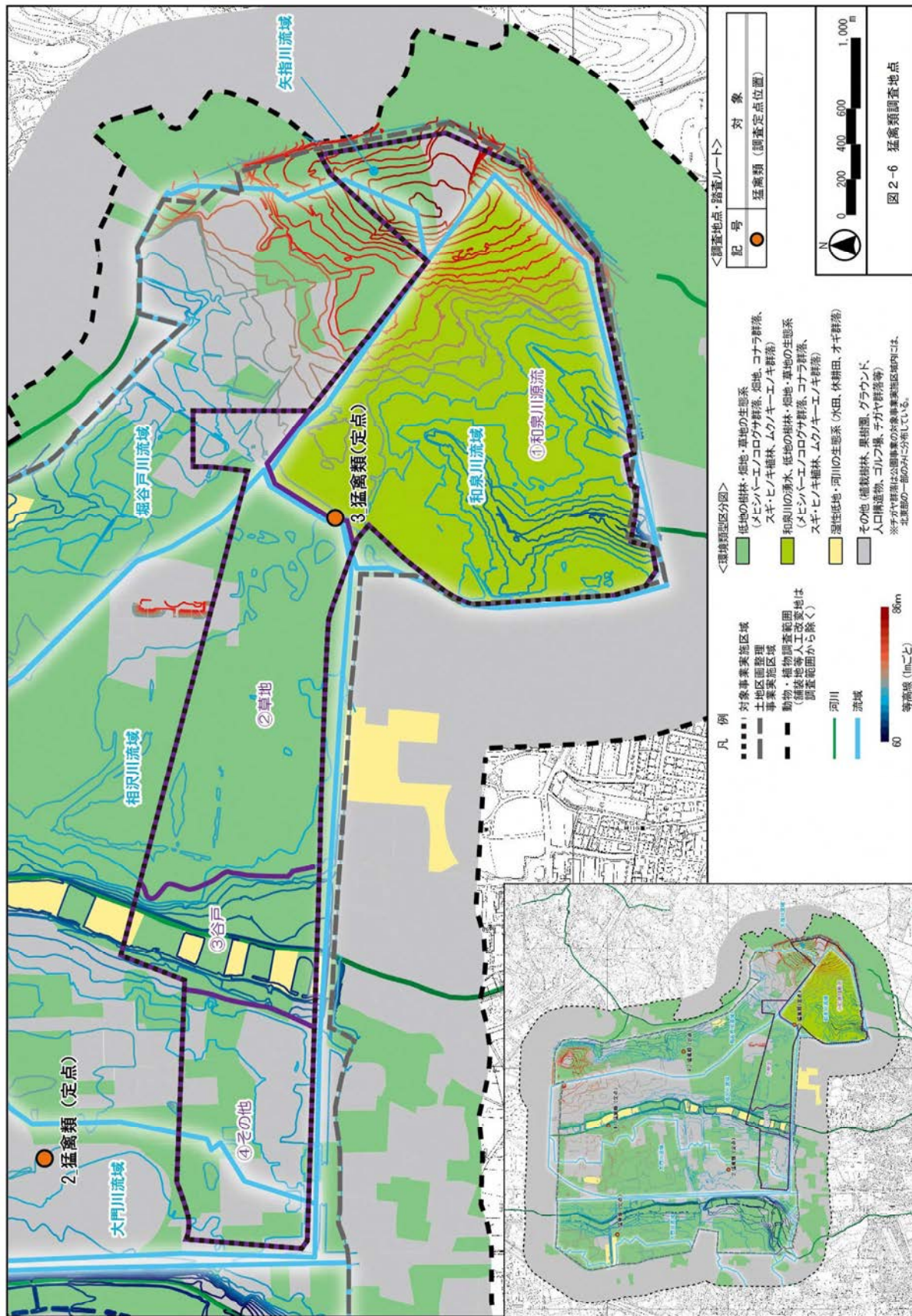
この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



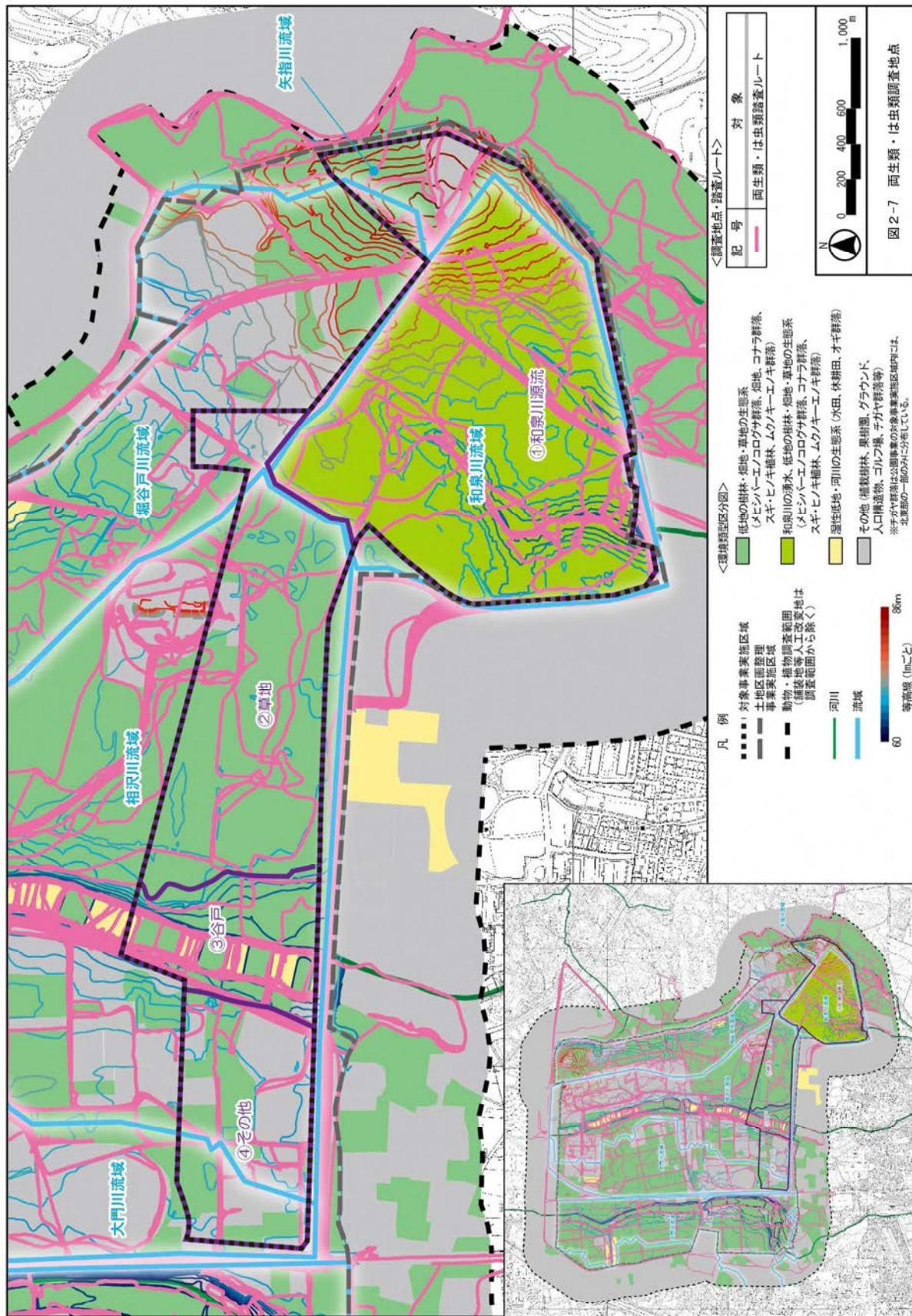
この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



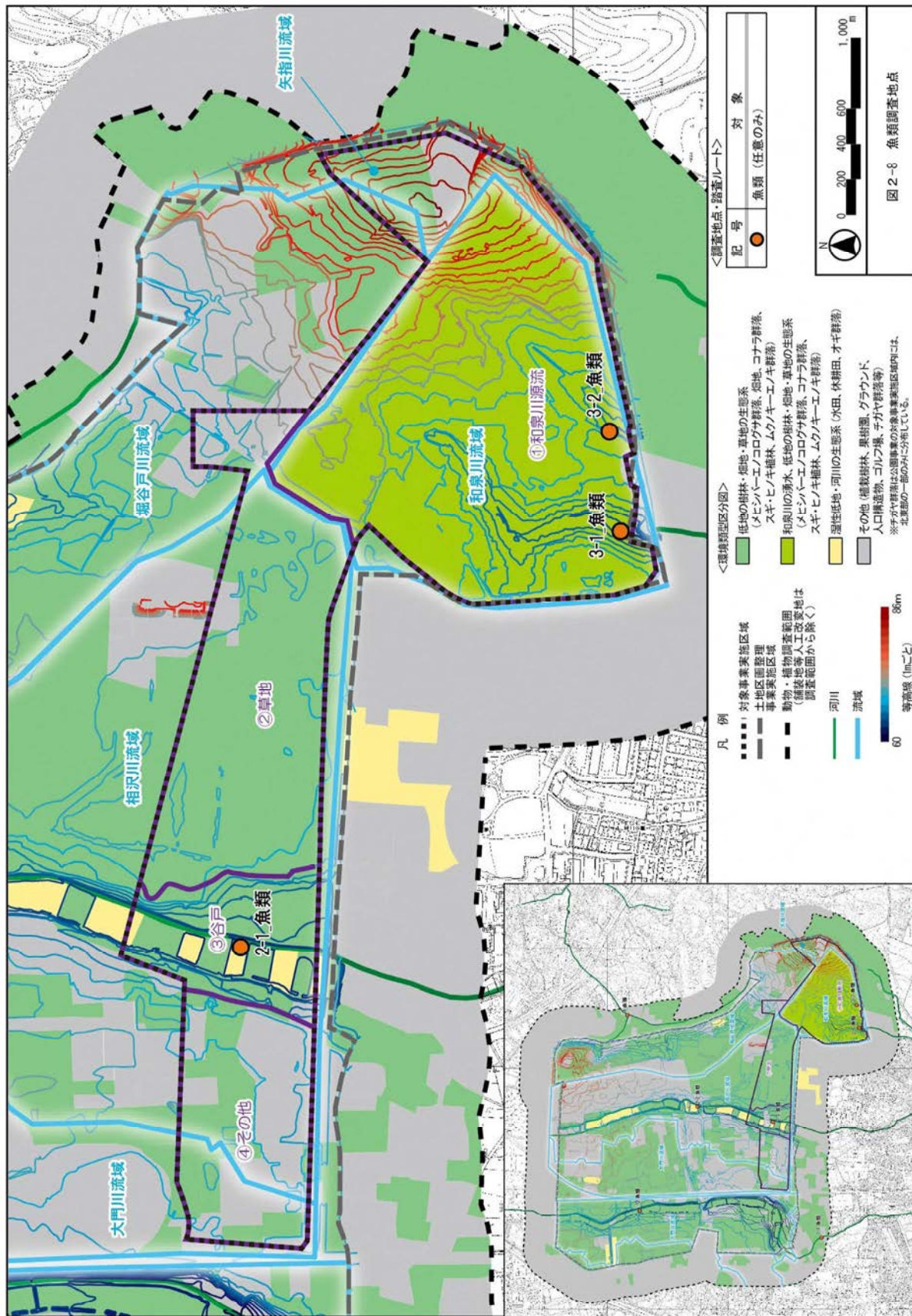
この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

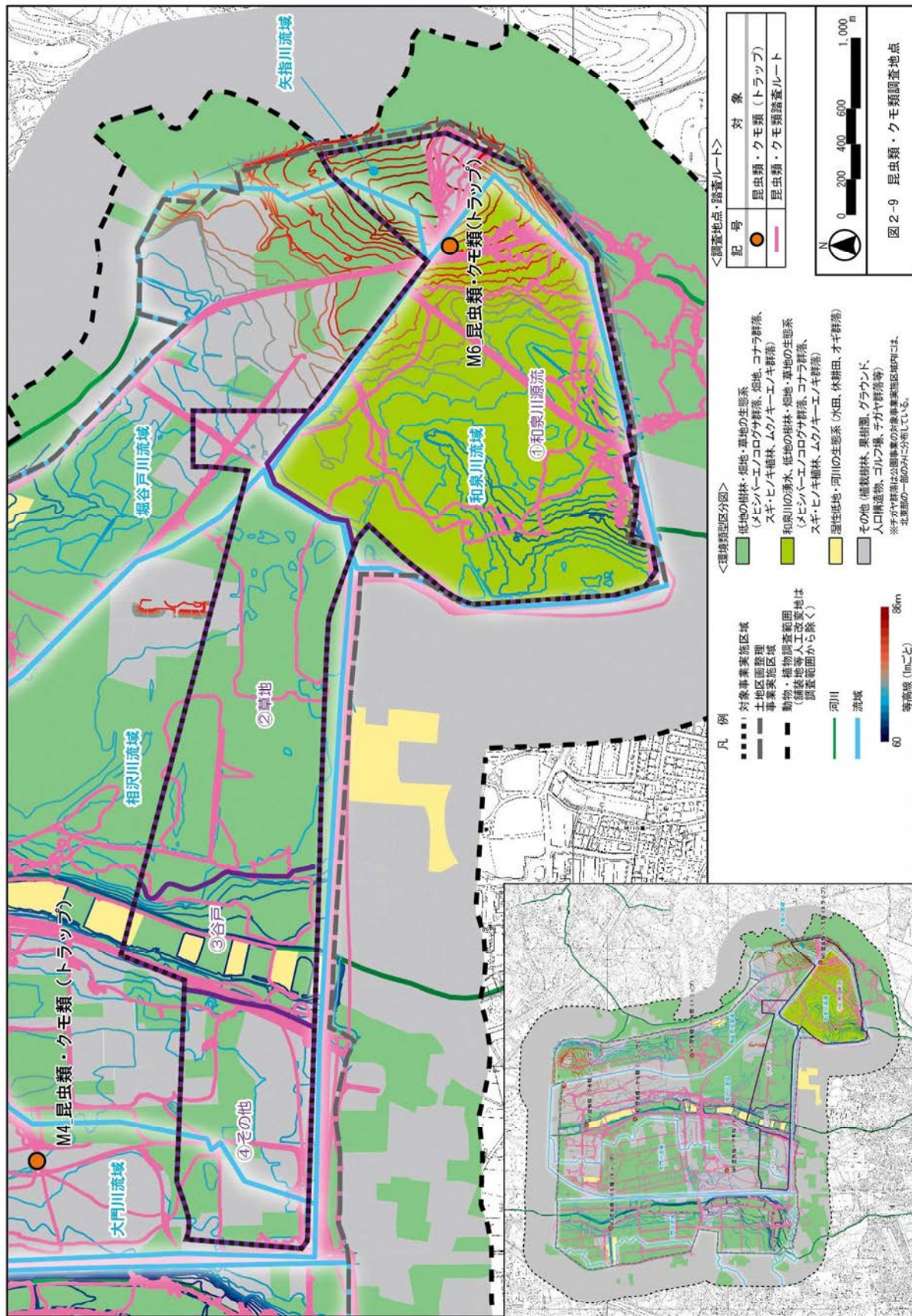
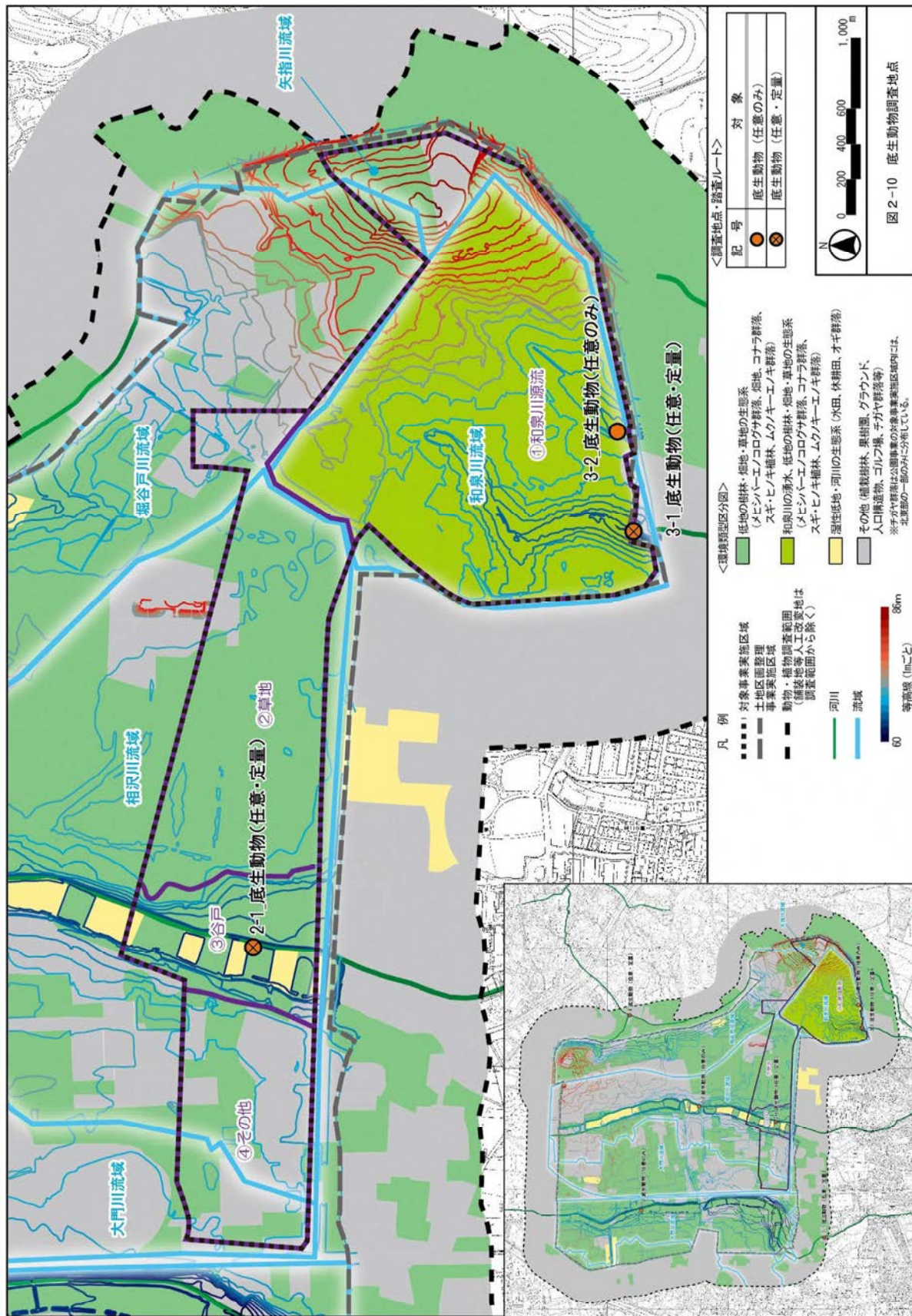
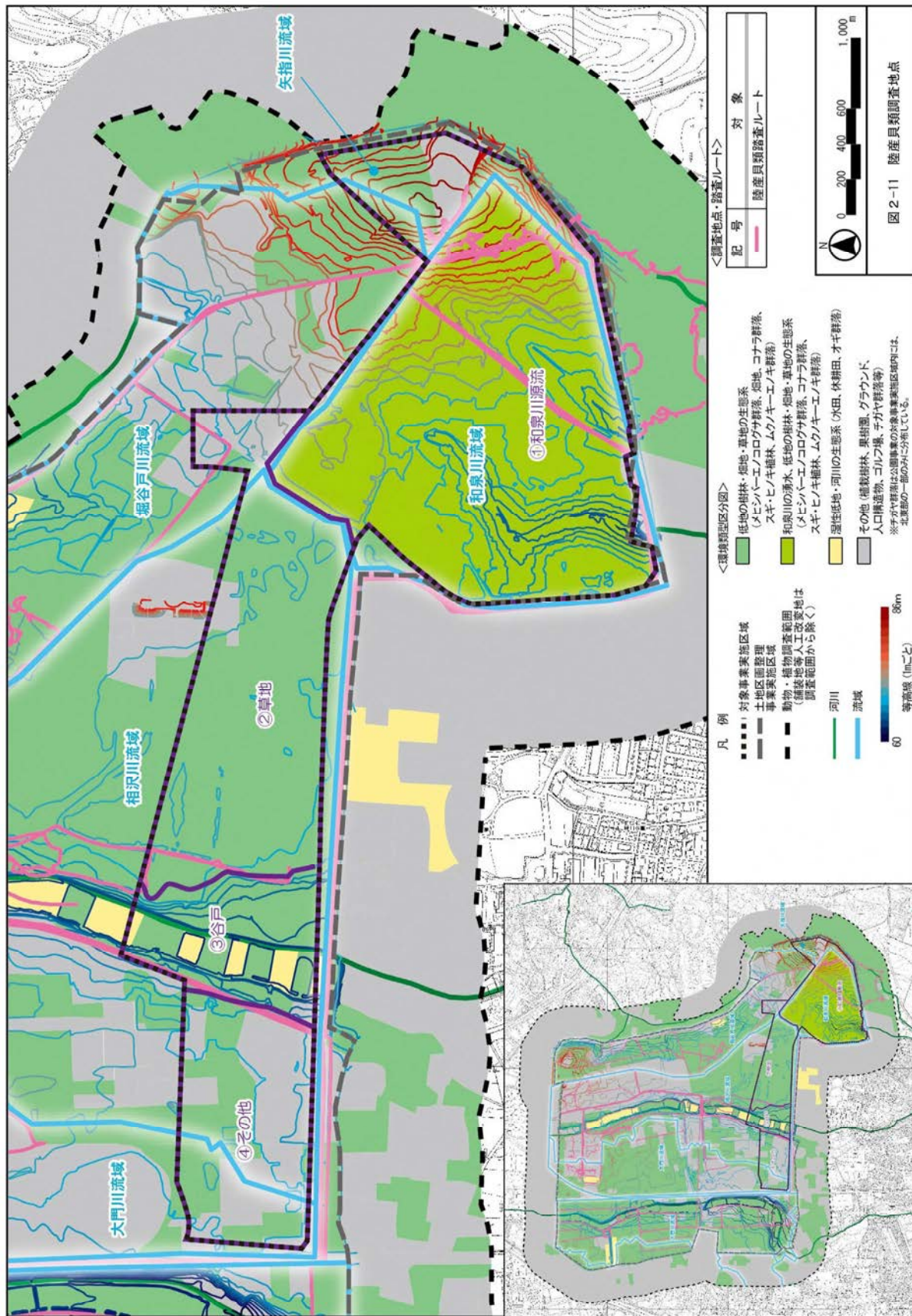


図 2-9 昆虫類・クモ類調査地点

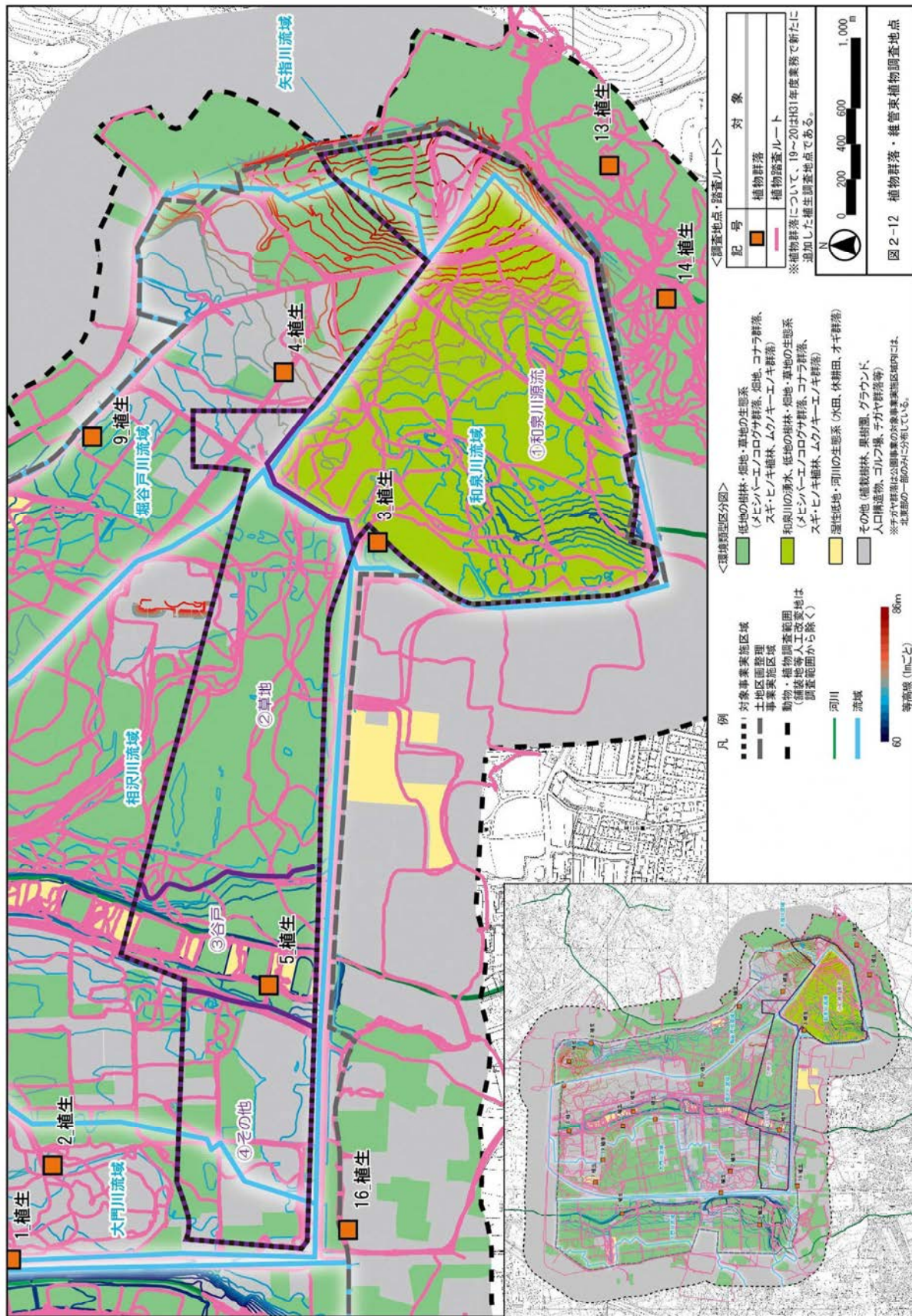
この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもあり、取扱いにご注意願います。



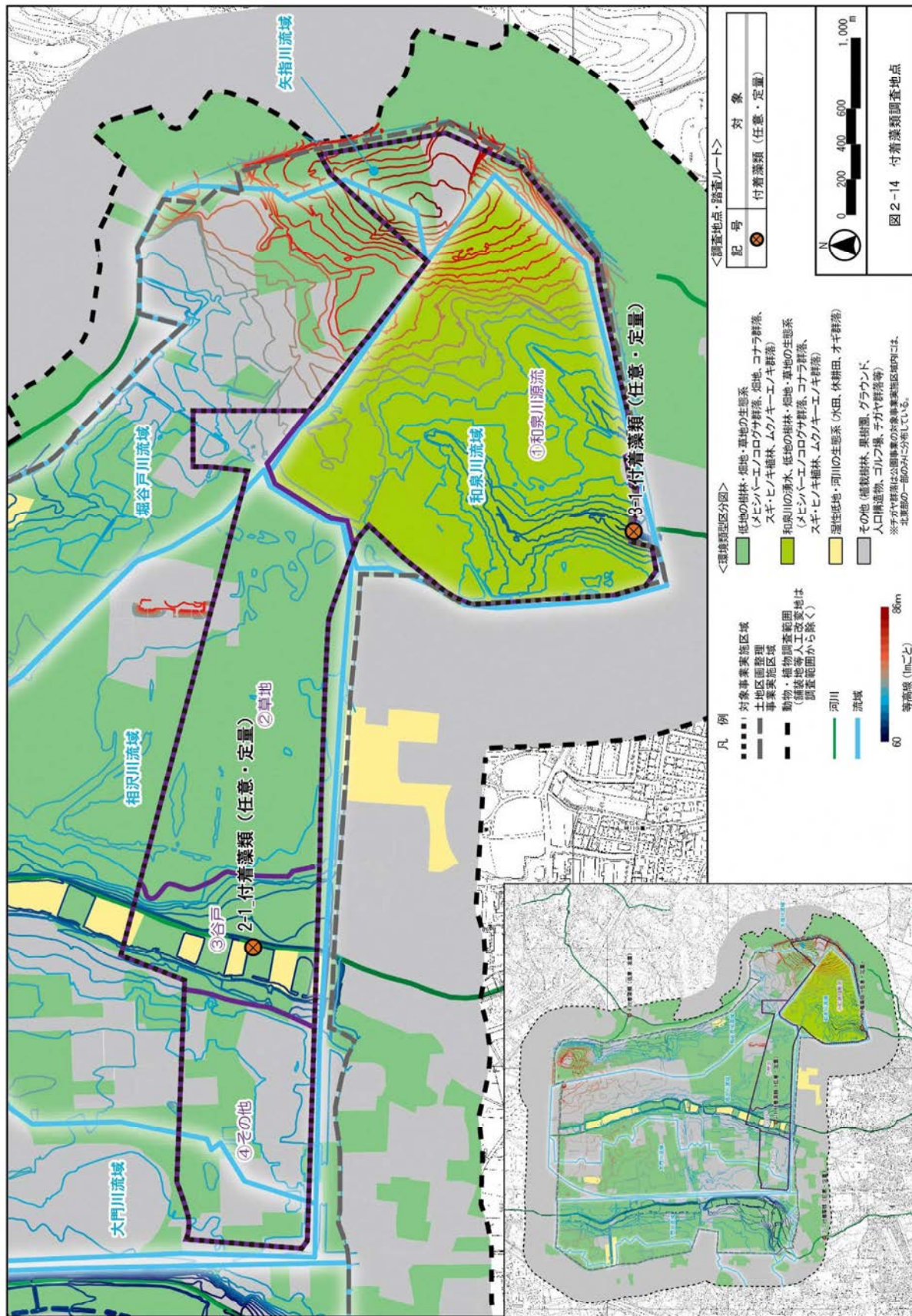
この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



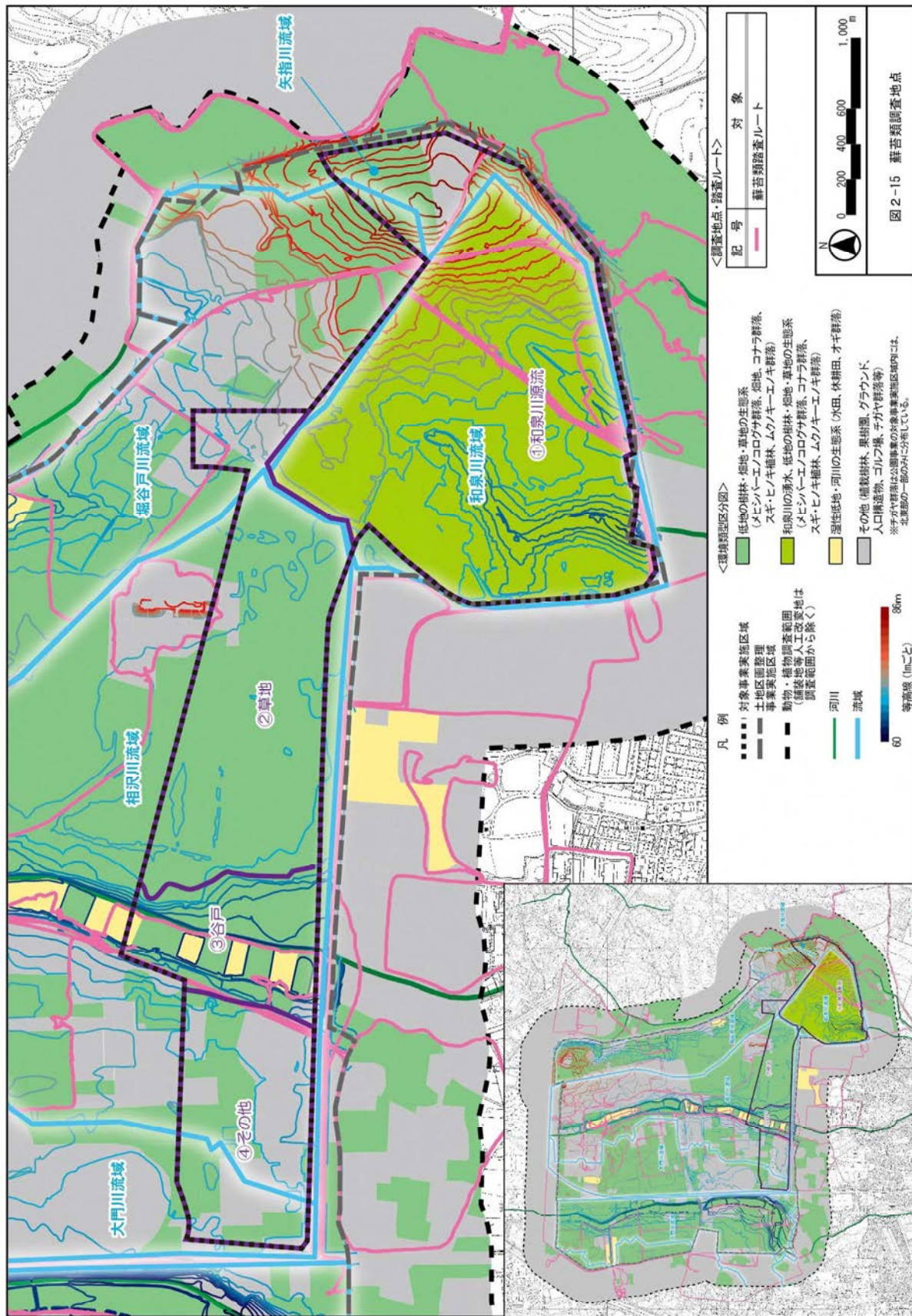
この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



この資料は審査念用に作成したものです。審査の過程で変更されることもあり、取扱いにご注意願います。



この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

3 公園整備事業による生物多様性の予測の考え方

公園整備事業は、土地区画整理事業による造成・整地後に、工事を実施する計画です。また、土地区画整理事業の準備書においては、生物多様性の環境保全措置として、「保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）の創出」、「保全対象種の生息環境（湿地環境と草地環境）の創出」の生息環境の代償措置や「周辺の緑との連続性に配慮した緑地の創出」等の生息・生育環境への影響の低減措置が検討されています。

以上を踏まえ、公園整備事業においては、土地区画整理事業と連携しながら、事業計画の検討を進めていくとともに、生物多様性は、特に土地区画整備事業による整備後から、どの様に土地利用が変化するかに着目しながら、動物、植物、生態系への影響を予測評価していきます。

4 河川の形態、流量の項目選定について

土地区画整理事業で実施された現地調査結果（調査地点は、次頁参照）では、和泉川源流部の湧水の流量（地点：湧水5）は $0.0003\sim 0.0018\text{ m}^3/\text{s}^{\ast 1}$ で推移していますが、対象事業実施区域外に位置する和泉川の流量（地点：水質6）は $0.0023\sim 0.0027\text{ m}^3/\text{s}^{\ast 2}$ と、湧水の流量の変動に対して河川の流量の変動は小さいため、湧水の和泉川の流量への寄与は小さいと考えられます。そのため、公園整備事業において、和泉川の河川の形態・流量は、環境影響評価項目として選定する必要はないと考えます。

なお、公園整備事業においては、土地区画整理事業による造成・整地後の公園施設や園路等の整備による湧水の流況及び流量への影響に関して、湧水の流量を環境影響項目として選定し予測評価を実施し、必要に応じて透水性舗装等の環境保全措置を講じる計画です。

※1 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書（横浜市 令和3年6月）（p.9.7-4 参照）

※2 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書（横浜市 令和3年6月）（p.9.7-5 参照）

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

抜粋：旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書（横浜市 令和3年6月） p.9.7-3

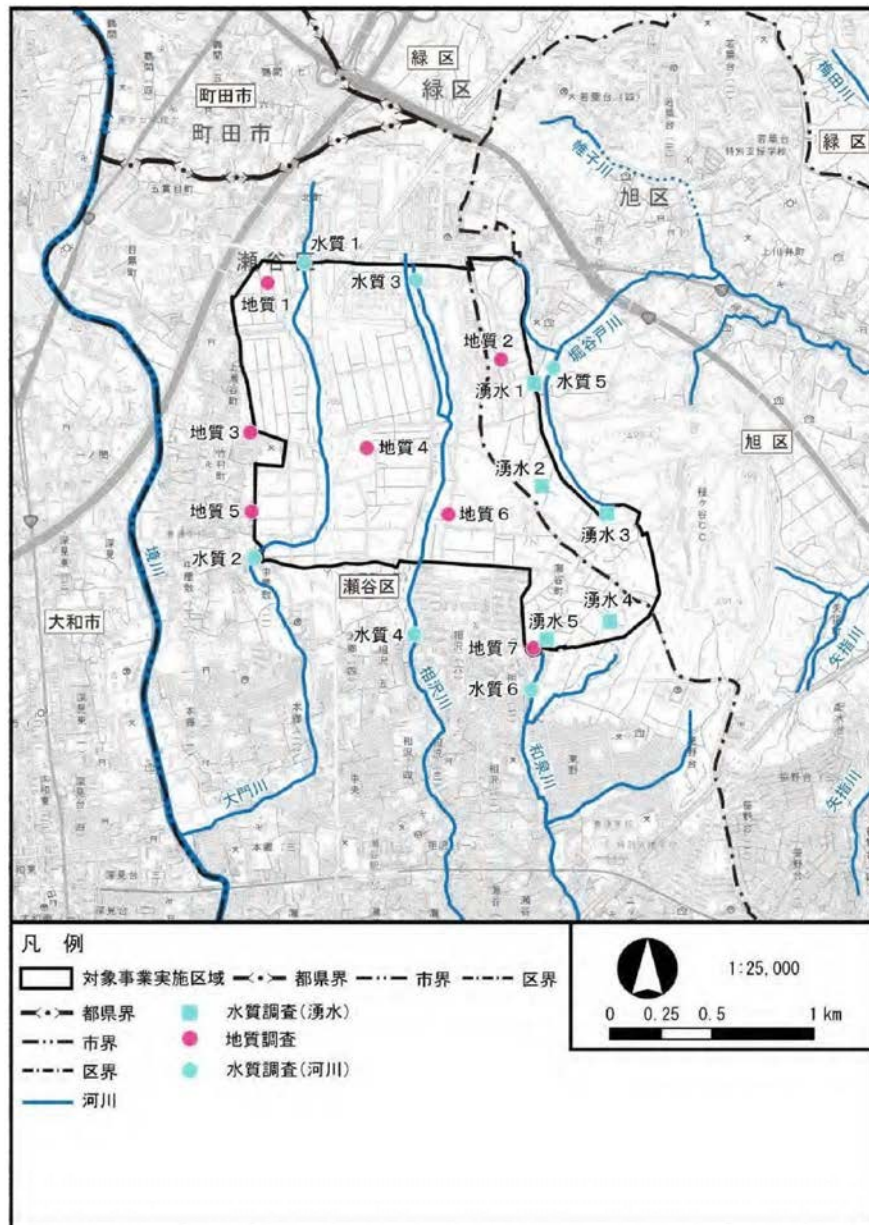


図 9.7-1 湧水、河川流量等調査地点

9.7 (その他の水環境) -3

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

5 圍繞景觀について

本事業は、土地区画整理事業による造成・整地後に工事を実施する計画であり、圍繞景觀を変化させるような大規模な造成はないことから、方法書 p5-8 の表 5.4(3)を以下のとおり修正します。

表 5.4(3) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由（供用時）

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
安全	土地の安定性	×	対象事業実施区域は平坦地であり、事業の実施等により斜面地の崩壊や地盤の変形を生じさせる環境影響要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	浸水	×	本事業は新たな公園を整備する事業であり、供用時において周辺地域に浸水を生じさせる要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	火災・爆発	×	本事業は新たな公園を整備する事業であり、供用時において大量の可燃物の蓄積はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	有害物漏洩	×	本事業は新たな公園を整備する事業であり、供用時において有害物の使用・蓄積はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
地域社会	地域分断	×	本事業により地域の共同体の一体性及び地域住民の日常的な交通経路が変化する可能性はないため、環境影響評価項目として選定しません。
	交通混雑	○	来園車両等の走行に伴い、周辺道路の交通混雑及び交通安全に影響を及ぼすことが予想されるため、環境影響評価項目として選定します。
	歩行者の安全	○	
景觀	景觀	○	土地の改変及び施設の存在により、対象事業実施区域周辺の景觀が変化することが予想されることから、環境影響評価項目として選定します。 なお、本事業は、土地区画整理事業による造成・整地後に工事を実施する計画であり、圍繞景觀を変化させるような、大規模な造成は実施しないため、圍繞景觀は選定しません。
触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	○	対象事業実施区域及びその周辺には、触れ合い活動の場が存在しており、事業の実施に伴いその機能に影響を及ぼすおそれがあるため、環境影響評価項目として選定します。
文化財等	文化財等	×	対象事業実施区域内には、周知の埋蔵文化財包蔵地が存在していますが、供用時において文化財等に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。

※太字下線：追加事項

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

6 圍繞景觀について（その2）

下記の文献によると、圍繞景觀とは、事業地及びその近傍の眺めであり、地域の人々が日常的に利用している場や、地域の人々に古くから親しまれてきた眺めであるとされています。

【参考情報】眺望景觀と圍繞^{いによ}景觀

環境影響評価においては、眺望景觀と圍繞景觀については以下のように整理されている。

<眺望景觀：視覚を通じて認知される像に着目した二次元的景觀>

環境影響評価における眺望景觀とは、事業実施区域から離れた場所からの事業実施区域の眺めであり、眺望景觀の変化は事業の実施に伴う視覚像の変化によって捉える。

したがって、眺望景觀へ影響がある可能性のある範囲は、事業実施に伴う変化を視覚的に認知することが可能な範囲となるため、一般的に事業実施区域外の比較的広い範囲が影響範囲内に含まれることとなる。ただし、眺望景觀については、特定の眺望点からの眺めや特定の景觀資源への眺めに代表させて事業による影響を捉えるのが一般的である。

<圍繞景觀：眺望点周辺の物理的空間や場の状態に着目した三次元的景觀>

環境影響評価における圍繞景觀とは、事業地及びその近傍の眺めであり、圍繞景觀の変化は事業の実施に伴う物理的な場の状態や「見る」という行為（利用）の状態の変化とそれに伴う視覚像の変化によって捉える。

したがって、圍繞景觀へ影響がある可能性のある範囲は、事業実施区域及びその近傍に限られる。ただし、圍繞景觀については、有名な眺望点や傑出した景觀資源が存在しない場合でも、地域の人々が日常的に利用している場や、地域の人々に古くから親しまれてきた眺めなどに着目し、身の回りの景觀の変化をきめ細かく捉えていく必要がある。このことが、身近な自然との関わりや地域の個性的な景觀を保全していく上で重要である。

出典：「環境アセスメントの技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い」（監修：環境省総合環境政策局環境影響評価課、編集：環境影響評価技術手法に関する検討会）p 187

土地区画整理事業によって、本事業の対象事業実施区域を含め、土地区画整理事業実施区域は、全て改変されますが、本事業の対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森、上川井市民の森等から構成される広がりのある樹林地は、圍繞景觀の構成要素として残されます。

従いまして、圍繞景觀の予測は、公園施設と瀬谷市民の森、上川井市民の森等から構成される広がりのある樹林地からなる周辺景觀との調和が図れているかについて予測する必要があると考えており、圍繞景觀の変化は、次頁に示す調査地点のうち、地点 11（瀬谷みはらし公園）、地点 14~20 より予測できると考えています（各地点の撮影方向は、図 6-1 に示します）。

例えば、図 6-2 に示す地点 15 は、対象事業実施区域周辺に位置する道路上からの調査地点です。本地点の圍繞景觀の構成要素は、対象事業実施区域外の南東側に位置する瀬谷市民の森、上川井市民の森等から構成される広がりのある樹林地であり、本地点の予測（フォトモンタージュの作成）により、事業の実施に伴い出現する公園施設の存在によるこれらの圍繞景觀の構成要素の変化を予測、評価できるものと考えます。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

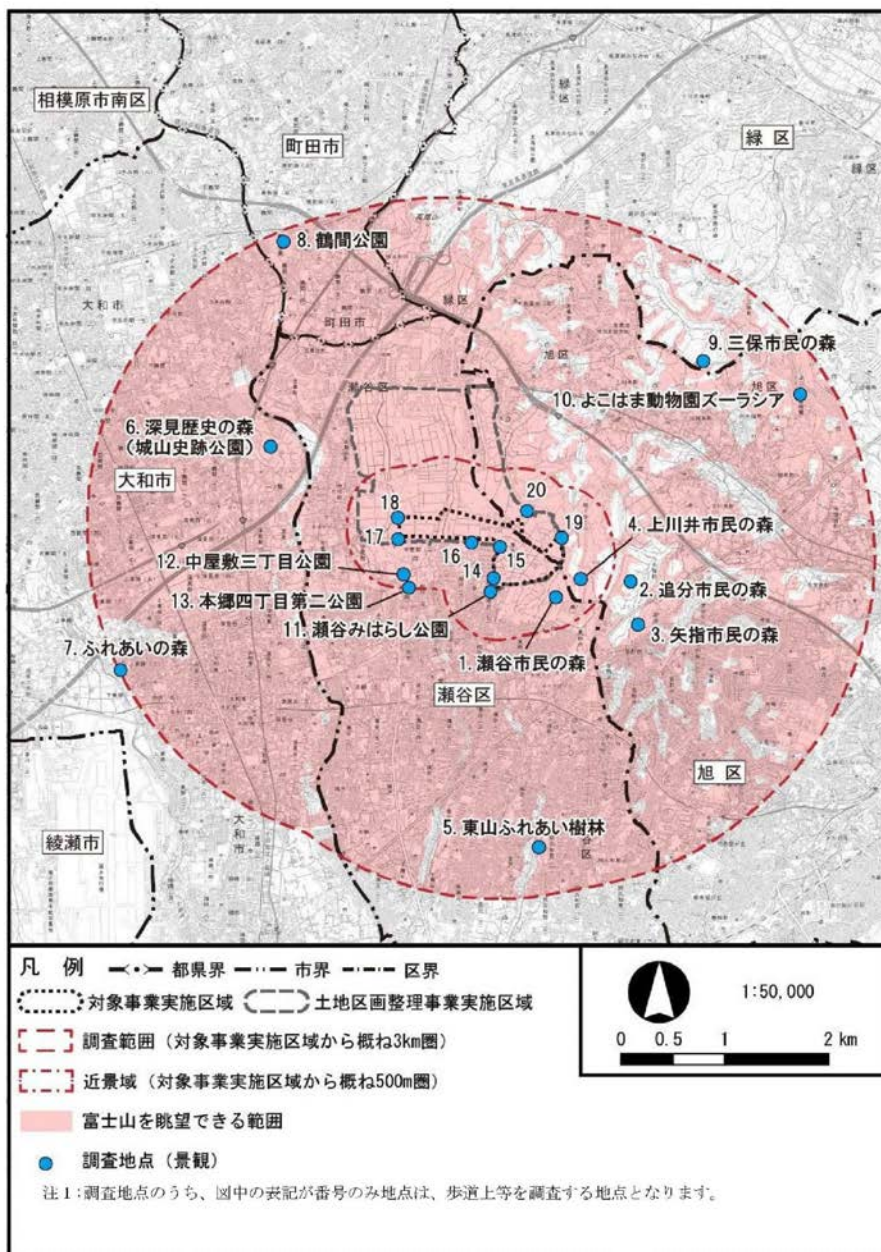


図 6.7 景観現地調査地点

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

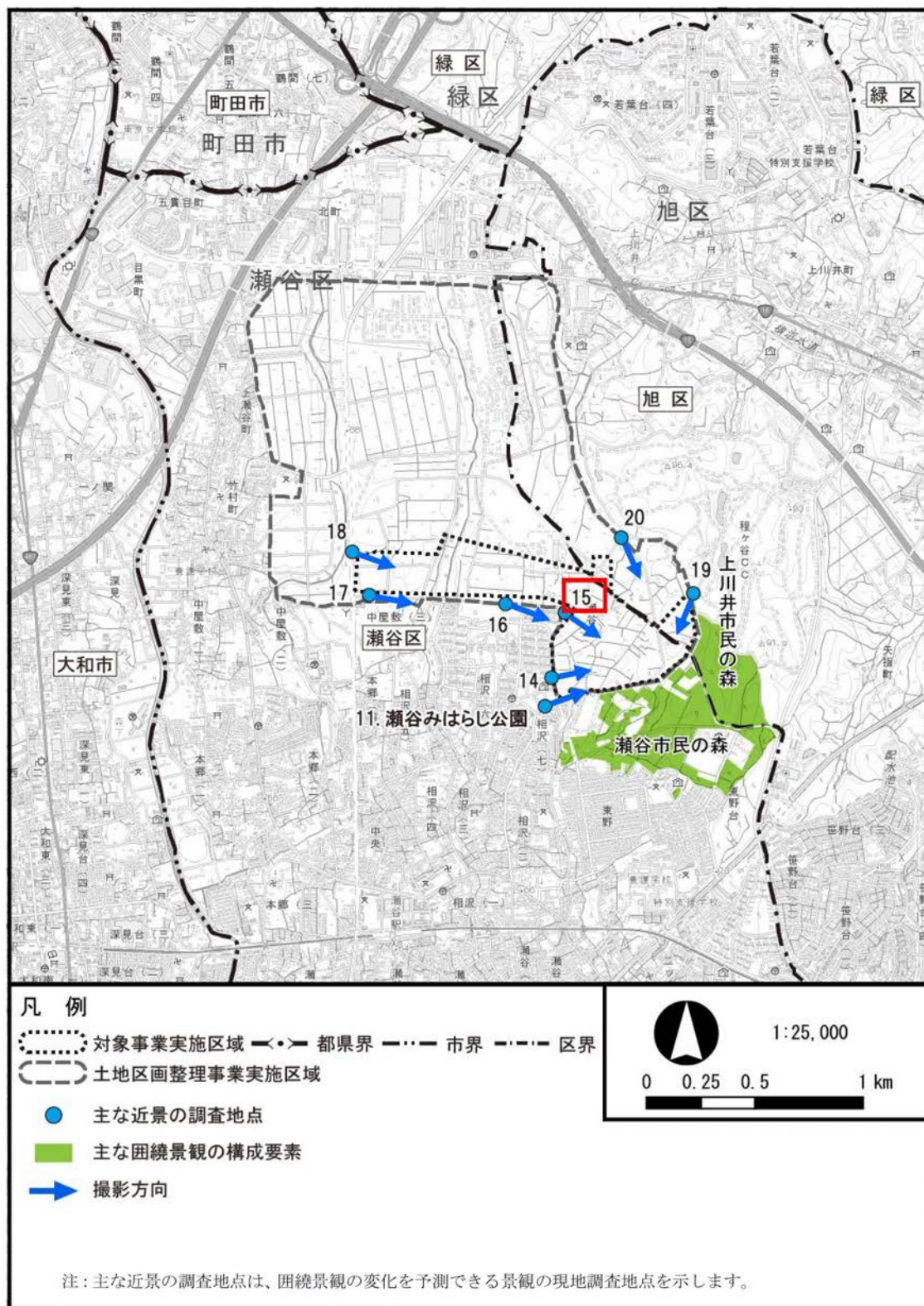


図 6-1 主な近景の調査地点

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



※調査は、今後実施（着葉期、落葉期の2季を予定）

図 6-2 例：地点 15 付近からの眺望

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

令和3年7月27日の審査会補足資料で方法書p5-8の表5.4(3)に下線部を追加しましたが、追加部分を削除し、方法書の記載のとおりとします。

表 5.4(3) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由 (供用時)

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
安全	土地の安定性	×	対象事業実施区域は平坦地であり、事業の実施等により斜面地の崩壊や地盤の変形を生じさせる環境影響要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	浸水	×	本事業は新たな公園を整備する事業であり、供用時において周辺地域に浸水を生じさせる要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	火災・爆発	×	本事業は新たな公園を整備する事業であり、供用時において大量の可燃物の蓄積はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	有害物漏洩	×	本事業は新たな公園を整備する事業であり、供用時において有害物の使用・蓄積はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
地域社会	地域分断	×	本事業により地域の共同体の一体性及び地域住民の日常的な交通経路が変化する可能性はないため、環境影響評価項目として選定しません。
	交通混雑	○	来園車両等の走行に伴い、周辺道路の交通混雑及び交通安全に影響を及ぼすことが予想されるため、環境影響評価項目として選定します。
	歩行者の安全	○	
景観	景観	○	土地の改変及び施設存在により、対象事業実施区域周辺の景観が変化することが予想されることから、環境影響評価項目として選定します。 <u>なお、本事業は、土地区画整理事業による造成・整地後に工事を実施する計画であり、圍繞景觀を変化させるような、大規模な造成は実施しないため、圍繞景觀は選定しません。</u>
触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	○	対象事業実施区域及びその周辺には、触れ合い活動の場が存在しており、事業の実施に伴いその機能に影響を及ぼすおそれがあるため、環境影響評価項目として選定します。
文化財等	文化財等	×	対象事業実施区域内には、周知の埋蔵文化財包蔵地が存在していますが、供用時において文化財等に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。

※太字下線：令和3年7月27日の審査会補足資料における追加事項

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

7 方法書本編の用語使い方の修正方針

方法書「第2章 対象事業の計画内容」の本文中の表現について、事業計画を踏まえ、下記のとおり見直します。また、図書内の同様の表現についても見直します。

なお、図書は、準備書から記載を変更します。

p2-16 「2.6 生物多様性の保全」2文目

・原文

土地区画整理事業実施区域内に分布する樹林、畑地、草地の大部分が造成されることから、公園整備にあたっては、瀬谷市民の森等と連なる樹林地、和泉川の源流を中心とした対象事業実施区域内の生物の生息・生育環境の保全・創出や、瀬谷市民の森等との連続性に配慮した環境整備を可能な限り行うことにより、生物多様性や景観の保全・創出に配慮します。建物（管理棟等）周辺を緑化し、生物の生息・生育環境の確保に努めます。

・修正案

土地区画整理事業実施区域内に分布する樹林、畑地、草地の大部分が改変されることから、公園整備にあたっては、瀬谷市民の森等と連なる樹林地、和泉川の源流を中心とした対象事業実施区域内の生物の生息・生育環境の保全・創出や、瀬谷市民の森等との連続性に配慮した環境整備を可能な限り行うことにより、生物多様性や景観の保全・創出に配慮します。建物（管理棟等）周辺を緑化し、生物の生息・生育環境の確保に努めます。

※太字下線：修正箇所

P2-16 「2.7 緑の保全と創造」2文目

・修正前

土地区画整理事業実施区域内に分布する樹林、畑地、草地の大部分が造成されることから、公園整備にあたっては、施設配置に配慮しながら、草地や樹林地等、多様な緑の環境を保全・創出します。

・修正後

土地区画整理事業実施区域内に分布する樹林、畑地、草地の大部分が改変されることから、公園整備にあたっては、施設配置に配慮しながら、草地や樹林地等、多様な緑の環境を保全・創出します。

※太字下線：修正箇所

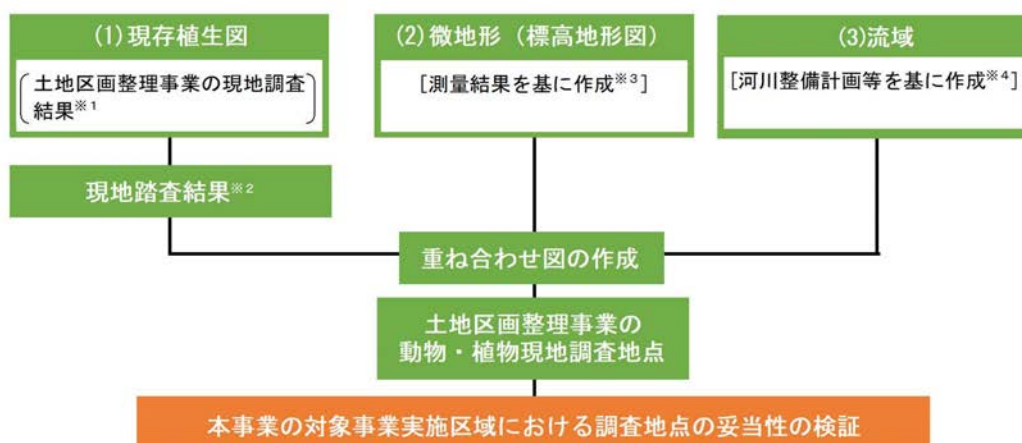
この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

8 現存植生図、微地形、流域を踏まえた動物・植物調査地点の検討について（その2）

本事業では、土地区画整理事業の現地調査結果を活用する計画のため、土地区画整理事業の動物・植物現地調査地点が本事業の対象事業実施区域内においても現存植生図、微地形、流域を踏まえて適切な位置に設定されているか検討しました。

（1）検討手順

検討手順は図 8-1 に示すとおりです。現存植生図、微地形（標高地形）、流域の重ね合わせにより、対象事業実施区域の自然的環境の特徴を整理し、動物・植物の調査地点の妥当性について検討を行いました。なお、現存植生図は、土地区画整理事業の現地調査結果及び2021年9月1日に本事業の対象事業実施区域内を対象に実施した現地踏査結果を基に作成しました。



※1 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 環境影響評価準備書（横浜市 令和3年6月）（p.9.11-25 参照）

※2 2021年9月1日に本事業の対象事業実施区域内を対象に実施

※3 平成31年度測量（横浜市）

※4 境川水系河川整備計画、帷子川水系河川整備計画、下水道計画一般図、排水施設区画割平面図（横浜市）

図 8-1 動物・植物調査地点の検討手順

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

（2）対象事業実施区域の自然的環境の特徴

現存植生図、微地形（標高地形）、流域を重ね合わせた図、及び事業実施区域内の状況は p.3 に示します。対象事業実施区域の自然的環境の特徴は、以下に示すとおりです。

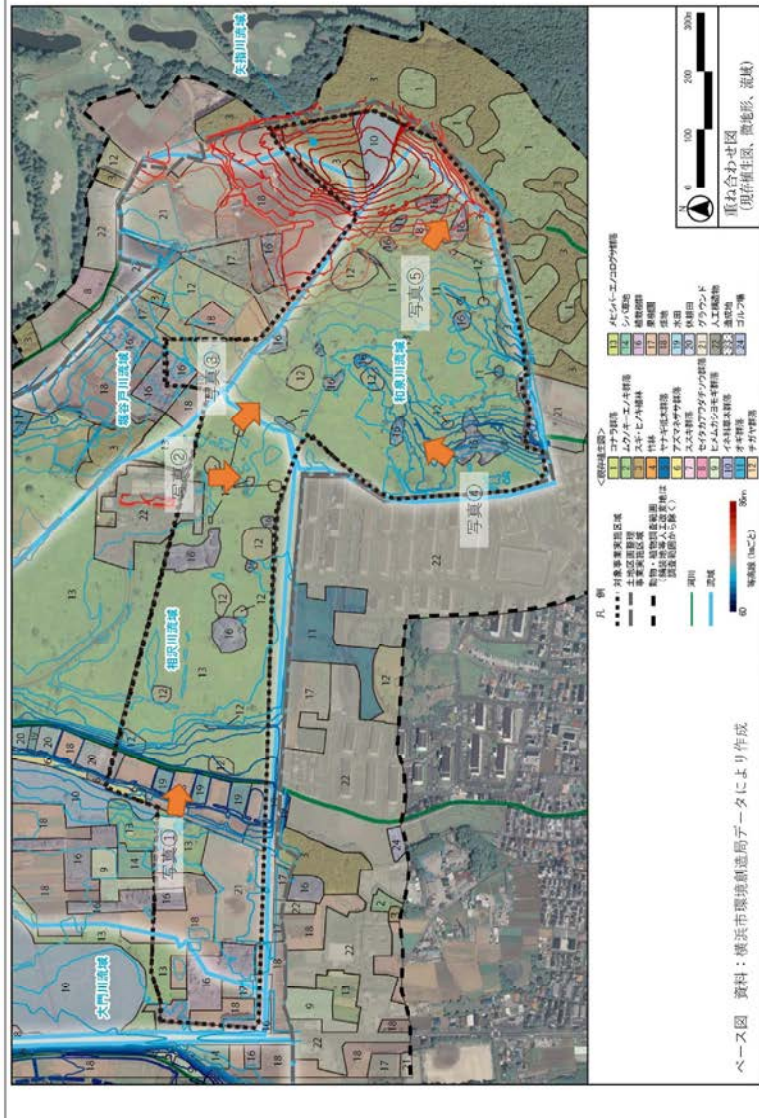
- ・対象事業実施区域の西側は、高低差が小さく、グラウンド、畑地、果樹園等の人工的な土地利用です。また、相沢川周辺は、畑地、水田、メヒシバ-エノコログザ群落等が分布しており、相沢川沿いは谷戸地形となっています（写真①）。なお、対象事業実施区域の西側の大部分が相沢川流域、一部が大門川流域となっています。
- ・対象事業実施区域の中央部は、高低差が小さく、メヒシバ-エノコログザ群落、チガヤ群落等を中心にした草地が分布し、その一部にエノキ、クワ、カキノキ等からなる植栽樹群がパッチ状に分布しています（写真②③）。なお、中央部は、相沢川流域、堀谷戸川流域、和泉川流域となっています。
- ・対象事業実施区域の東側の和泉川周辺は、標高が低く、メヒシバ-エノコログザ群落が大部分を占めており、また、和泉川沿いの一部にチゴザサ、ミゾソバ、ショウブ等の湿性植物が分布しています（写真④）。また、瀬谷市民の森に近接する付近は、標高がもっとも高く、ムクノキ-エノキ群落、スギ・ヒノキ植林等のまとまった樹林地が分布しています（写真⑤）。なお、東側の大部分が和泉川流域、一部が矢指川流域となっています。

以上より、対象事業実施区域は、大部分がメヒシバ-エノコログザ群落、チガヤ群落等の草地であり、草地内に植栽樹群がパッチ状に分布しています。また、瀬谷市民の森に近接する東側に、まとまった樹林地が存在します。なお、水域として、相沢川、和泉川が存在しています。

（3）検討結果

本事業の対象事業実施区域における動物・植物の調査地点の妥当性について検討を行った結果を p.4 以降に示します。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



写真③：対象事業実施区域中央部



写真④：対象事業実施区域東側（相沢川周辺）



写真②：対象事業実施区域中央部

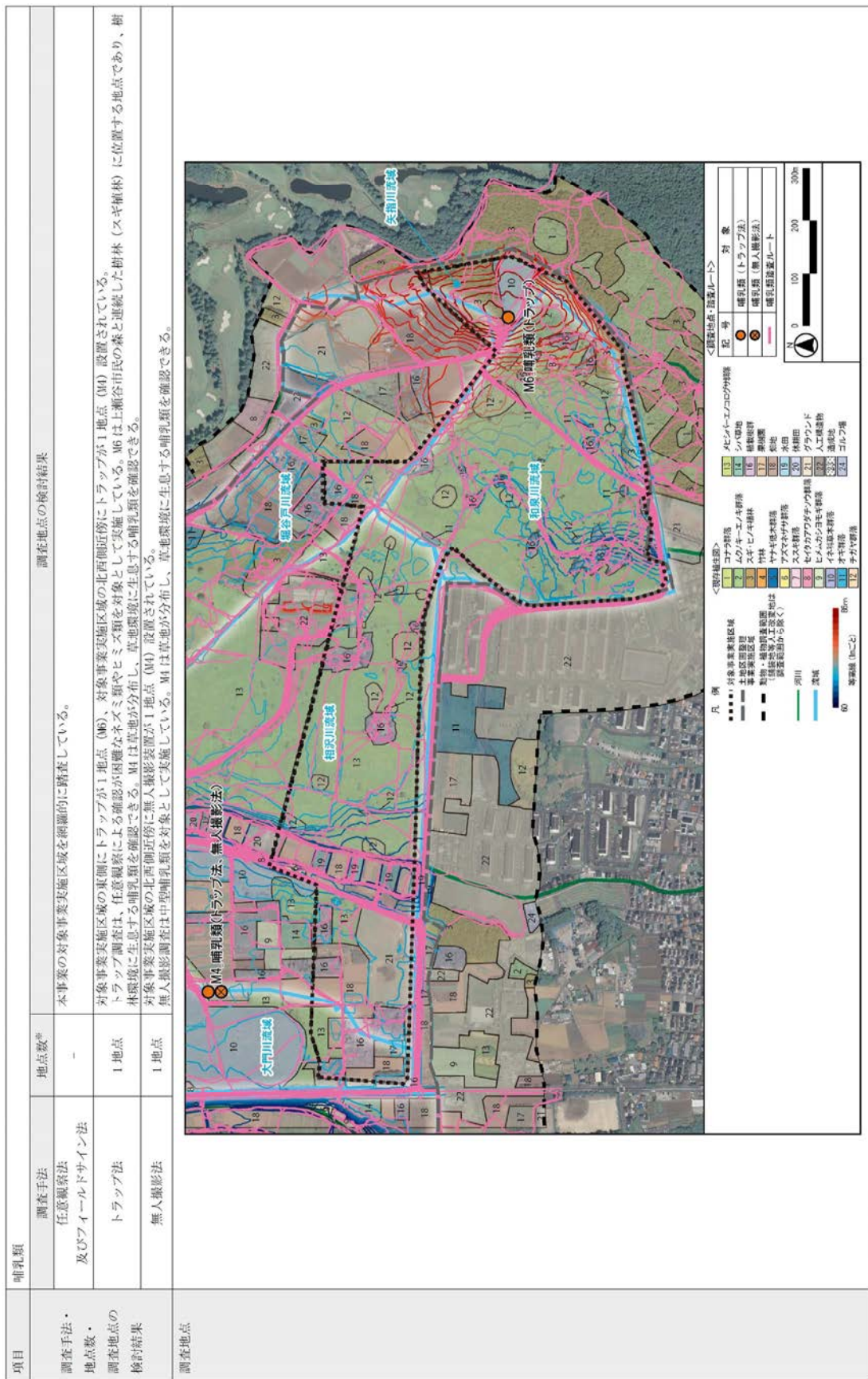


写真①：対象事業実施区域西側（相沢川周辺）

写真⑤：対象事業実施区域東側

※写真は、2021年9月1日に撮影

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



*数字は、本事業の対象事業実施区域内の調査地点数を示す。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

魚類		調査地点の検討結果	
項目	魚類	調査手法	調査地点の検討結果
調査手法・地点数・調査地点の検討結果	任意観察法及び任意採取法	3 地点	和泉川に2地点(3-1、3-2)、相沢川に1地点(2-1)設置されている。 3-1は河岸されており、比較的良好的な自然環境である。3-2は河岸されており、比較的良好的な自然環境である。
調査地点			

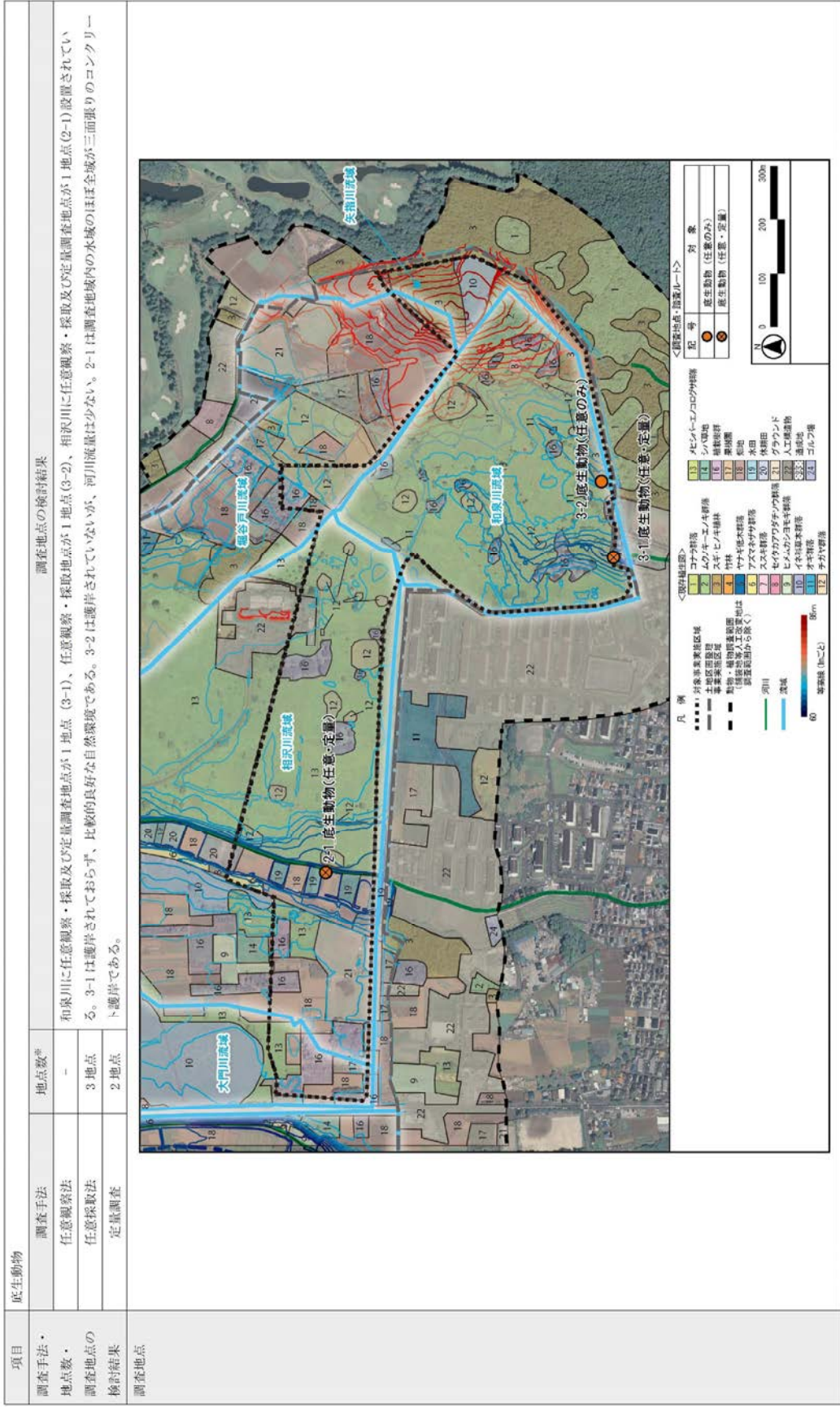
※数字は、本事業の対象事業実施区域内の調査地点数を示す。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

項目		昆虫類・クモ類	調査手法	地点数*	調査地点の検討結果
調査手法・地点数・調査地点の検討結果	調査手法	任意観察法及び任意採取法	ライトトラップ法 ペイトトラップ法	1	1地点
調査地点					<p>本事業の対象事業実施区域を細網的に踏査している。</p> <p>対象事業実施区域の東側に1地点(M6)、対象事業実施区域の北西側近傍に1地点(M4)設置されている。M6は、対象事業実施区域南東側の上瀬谷市民の森と連続した樹林(スギ植林)に位置する地点であり、樹林環境に生息する昆虫類・クモ類を確認できる。M4は、草地が分布し、近傍では植木の栽培等が行われており、草地環境に生息する昆虫類・クモ類を確認できる。</p>
<p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域 対象事業実施区域 対象事業実施区域 動物・植物調査地点(調査地点から近く) 河川 等高線(メートル) 60 0 100 200 300 <p>＜調査地点・調査ルート＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 13 M6昆虫類・クモ類(トラップ) 14 昆虫類・クモ類(トラップ) 15 昆虫類・クモ類調査ルート 16 17 18 19 20 21 22 23 24 <p>＜現存植生図＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 13 ミシバエ/エノコログサ群 14 シバ地 15 雑草群 16 雑草群 17 雑草群 18 雑草群 19 雑草群 20 雑草群 21 雑草群 22 雑草群 23 雑草群 24 雑草群 <p>＜調査地点・調査ルート＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 13 M6昆虫類・クモ類(トラップ) 14 昆虫類・クモ類(トラップ) 15 昆虫類・クモ類調査ルート 16 17 18 19 20 21 22 23 24 					

※数字は、本事業の対象事業実施区域内の調査地点数を示す。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

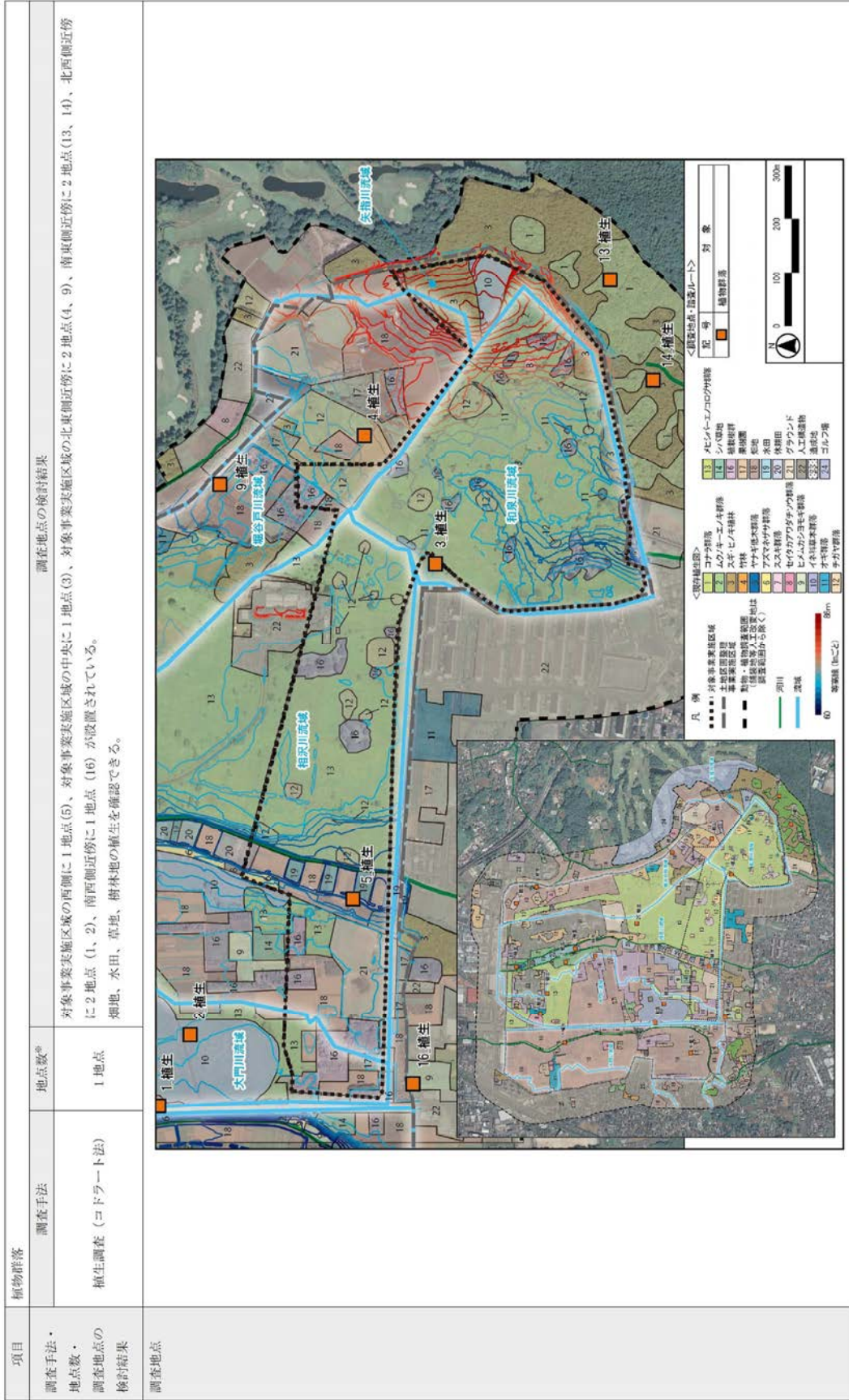


*数字は、本事業の対象事業実施区域内の調査地点数を示す。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

項目	陸産員類	調査手法	地点数	調査地点の検討結果
調査手法・地点数・調査地点の検討結果		任意観察法及び任意採取法	-	対象事業実施区域を網羅的に踏査している。
調査地点				

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

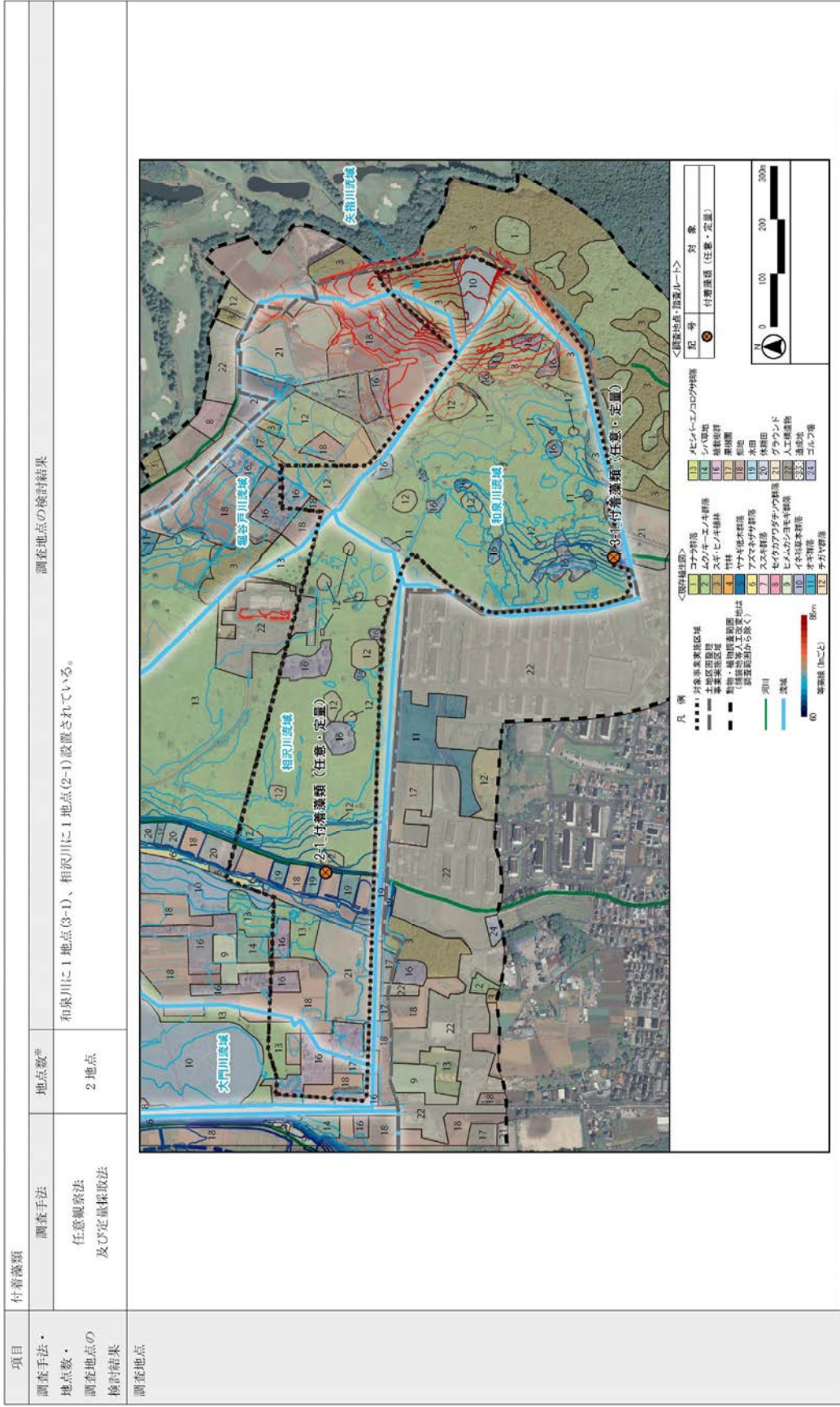


※数字は、本事業の対象事業実施区域内の調査地点数を示す。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

細管束植物		調査地点の検討結果	
項目	調査手法	地点数	
調査手法・ 地点数・ 調査地点の 検討結果	任意観察法 及び任意採取法 大径木調査	-	-
調査地点			

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



*※数字は、本事業の対象事業実施区域内の調査地点数を示す。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもあり、取扱いにご注意願います。

蕨苔類		調査地点の検討結果	
項目	蕨苔類	地点数	-
調査手法・ 地点数・ 調査地点の 検討結果	任意観察法 及び任意採取法		
調査地点	<p>調査地点の検討結果</p> <p>本事業の対象事業実施区域を細網的に踏査している。</p>		

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

9 地域社会の予測地点（工事中）

地域社会の工事中の地点5（中瀬谷消防署出張所北側 交差点）の予測の必要性について、工事用車両ルート及び工事用車両の工事区域（対象事業実施区域）への出入口の状況を踏まえ、検討を行いました。

工事用車両の走行ルートについて、一次整備工事及び二次整備工事は、環状4号線、市道五貫目第33号線を主な走行ルートとし、二次整備工事は、土地区画整理事業が新設する南北方向の道路を追加する計画としています。

最新の施工計画を踏まえた工事用車両の工事区域（対象事業実施区域）への出入口は、図9-1、及び図9-2に示すとおりです。

一次整備工事の工事区域への出入りは、図9-1に示すとおり、地点5の手前からのルート（入口のみ）と、土地区画整理事業において検討されている土地区画整理事業実施区域内の仮設道路を使用するルート（出入口）とし、工事用車両が地点5の走行を行わない計画とします。

二次整備工事の工事区域への出入りは、図9-2に示すとおり、地点5の手前からのルート（入口のみ）と新設する南北方向の道路を使用するルート（出入口）、及び新設する東西方向の道路を使用するルート（出入口）とし、工事用車両が地点5の走行を行わない計画とします。

以上より、地域社会の工事中の予測にあたり、工事用車両が地点5を走行することはないため、地点5は予測地点をして選定する必要はないと考えます。なお、工事用車両の運行にあたっては、工事区域の出入口への誘導員の配置による円滑な通行の確保、及び工事用車両運行時間帯の管理による朝夕の混雑時間帯を避けた工事用車両の運行に努めます。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。



図 9-1 一次整備工事時の工事用車両の工事区域の出入口



図 9-2 二次整備工事時の工事用車両の工事区域の出入口

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

10 地域社会の予測地点（供用時）

地域社会の供用時の予測地点について、将来における最新の周辺道路整備計画を踏まえ見直しを行いました。最新の周辺道路整備計画においては、対象事業実施区域の南東側を走る瀬谷地内線に、新しく2つの交差点が設置される計画です。そのため、地域社会の供用時の予測地点として、新たに地点8、地点9を選定します。これに伴い、方法書 p 6-25 の表 6.18、 p 6-26 の図 6.6 を以下のとおり修正します。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 6.18 地域社会（交通混雑、歩行者の安全）に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測の手法			
		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
工事中	工事用車両の走行	工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）	工事用車両の走行台数が最大となる時期とします。 ^{注1、注2}	工事用車両ルートとして想定される主要交差点の4地点（地点1～4）とします。（図 6.6 参照）	交差点需要率の算出等により、交通混雑の程度を予測します。
		工事中の歩行者・自転車の安全		工事用車両の走行が予想される主要交差点・ルート、及び施工ヤード周辺とします。	現状の交通安全施設及び歩行者・自転車の状況の整理と、本事業で実施する安全対策等を整理することで定性的に予測します。
供用時	来園車両等の走行	来園車両等の走行に伴う交通混雑（自動車）	供用開始時とします。 ^{注1}	来園車両等の走行ルートとして想定される主要交差点の8地点（地点1～6、地点8、9）、及び1断面（地点7）とします。（図 6.6 参照）	交差点需要率の算出等により、交通混雑の程度を予測します。
		来園車両等の走行に伴う歩行者・自転車の安全		来園車両等の走行が予想される主要交差点・ルートとします。	現状の交通安全施設及び歩行者・自転車の状況の整理と、本事業で実施する安全対策等を整理することで定性的に予測します。
環境影響要因		評価の手法			
工事中	工事用車両の走行	工事用車両の走行に伴う交通混雑（自動車）	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価します。環境保全目標の設定にあたっては、調査により判明した地域社会の状況等を踏まえ、交通安全上支障がなく、著しい混雑が生じない水準等から適切な内容を設定します。		
		工事中の歩行者・自転車の安全	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価します。環境保全目標の設定にあたっては、調査により判明した地域社会の状況等を踏まえ、歩行者・自転車の安全が保たれる水準等から適切な内容を設定します。		
供用時	来園車両等の走行	来園車両等の走行に伴う交通混雑（自動車）	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価します。環境保全目標の設定にあたっては、調査により判明した地域社会の状況等を踏まえ、交通安全上支障がなく、著しい混雑が生じない水準等から適切な内容を設定します。		
		来園車両等の走行に伴う歩行者・自転車の安全	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価します。環境保全目標の設定にあたっては、調査により判明した地域社会の状況等を踏まえ、歩行者・自転車の安全が保たれる水準等から適切な内容を設定します。		

注1：本事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用時：本事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

注2：必要に応じて一部供用時の来園車両等の影響も考慮し、影響を予測します。

※太字下線：修正事項

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

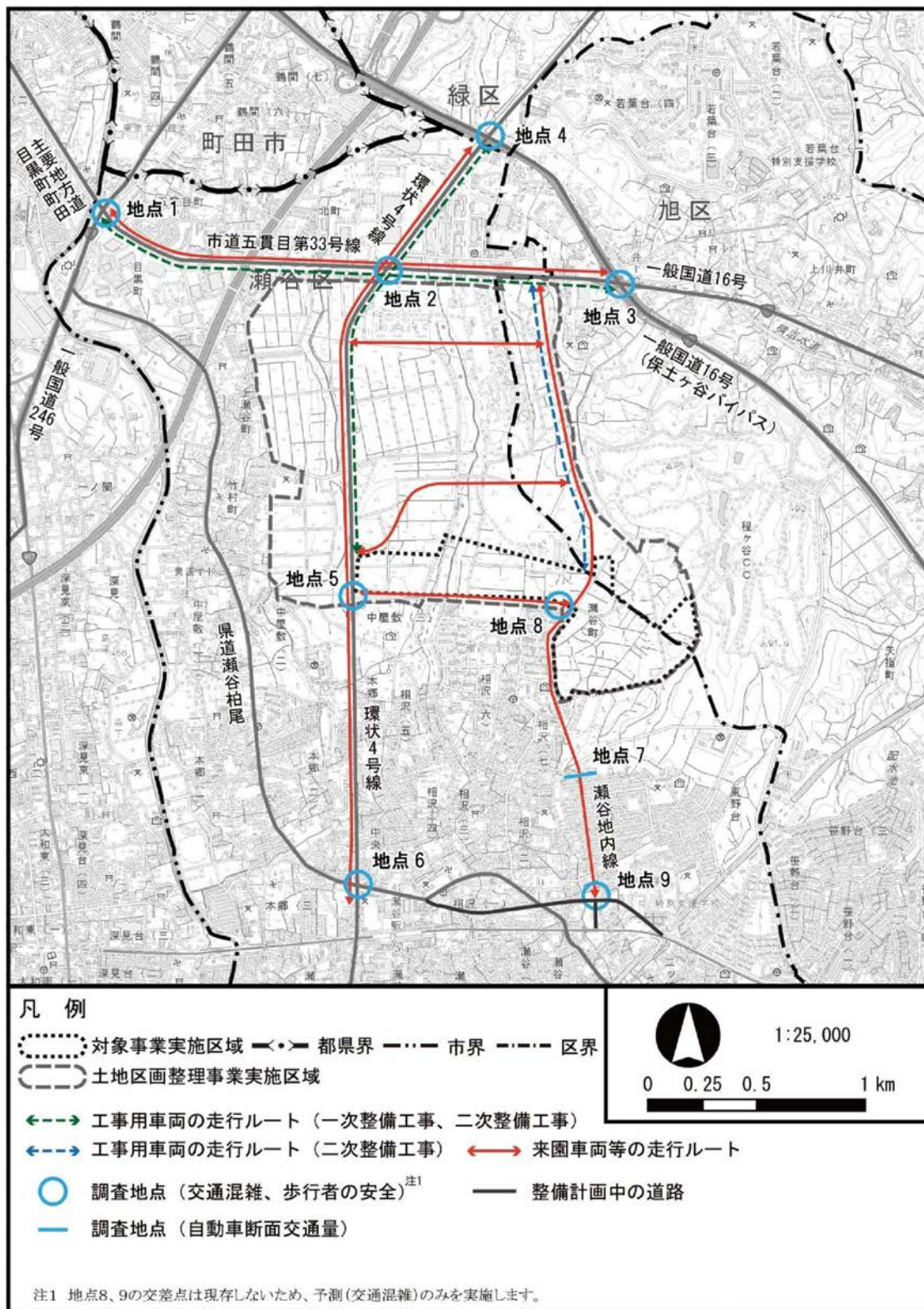


図 6.6 地域社会現地調査地点

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

1 1 供用時の温室効果ガスの項目選定について

本事業で整備する施設の詳細は、今後、具体化を進めてきますが、検討している施設の一部において、定常的に温室効果ガスを排出する可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。これに伴い、方法書 p5-2 の表 5.2、及び p 5-6 の表 5.4(1)を次頁のとおり修正します。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 5.2 環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

環境の保全 及び創造に 向けた 基本的な考え方	環境影響 評価項目	区分 環境影響要因 細目	工事中			供用時		
			建設機械の稼働	工事用車両の走行	建設行為等	施設の 存在		施設の供用
						施設の 変化	施設の 存在・土地 利用の	施設の 運営
地球環境への 負担の軽減	温室効果ガス	温室効果ガス	—	—	—	—	○	—
身近な自然環境の 保全・再生・創造	生物多様性	動物	—	—	○	○	—	—
		植物	—	—	○	○	—	—
		生態系	—	—	○	○	—	—
	水循環	地下水及び湧水の流量	—	—	○	○	—	—
河川の形態、流量		—	—	—	—	—	—	
海域の流況		—	—	—	—	—	—	
安心して快適に生活できる 生活環境の保全	廃棄物・建設発生土	一般廃棄物	—	—	—	—	○	—
		産業廃棄物	—	—	○	—	○	—
		建設発生土	—	—	○	—	—	—
	大気質	大気汚染	○	○	—	—	—	○
	水質・底質	公共用水域の水質	—	—	—	—	—	—
		公共用水域の底質	—	—	—	—	—	—
		地下水の水質	—	—	—	—	—	—
	土壌	土壌汚染	—	—	—	—	—	—
	騒音	騒音	○	○	—	—	—	○
	振動	振動	○	○	—	—	—	○
	地盤	地盤沈下	—	—	—	—	—	—
	悪臭	悪臭	—	—	—	—	—	—
	低周波音	低周波音	—	—	—	—	—	—
	電波障害	テレビジョン電波障害	—	—	—	—	—	—
	日影	日照障害	—	—	—	—	—	—
		シャド-フリッカー	—	—	—	—	—	—
風害	風害	—	—	—	—	—	—	
安全	土地の安定性	—	—	—	—	—	—	
	浸水	—	—	—	—	—	—	
	火災・爆発	—	—	—	—	—	—	
	有害物漏洩	—	—	—	—	—	—	
快適な地域環境の 確保	地域社会	地域分断	—	—	—	—	—	—
		交通混雑	—	○	—	—	—	○
		歩行者の安全	—	○	—	—	—	○
	景観	景観	—	—	—	○	—	—
	触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	—	○	—	○	—	○
文化財等	文化財等	—	—	—	—	—	—	

※太字下線：修正事項

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 5.4(1) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由(供用時)

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
温室効果ガス	温室効果ガス	○	施設の稼働に伴い、設備機器等から定常的に温室効果ガスを排出する可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。 なお、施設の供用にあたっては、高効率・省エネルギー型の照明器具や空調設備等の積極的な導入により、温室効果ガスの低減に努めます。
生物多様性	動物	○	対象事業実施区域内における自然環境の一部改変や創出が行われることから、事業の実施により動物、植物の生息・生育環境が変化するため、環境影響評価項目として選定します。
	植物	○	
	生態系	○	
水循環	地下水位及び湧水の流量	○	対象事業実施区域周辺には湧水が存在し、公園整備に伴い湧水の分布及び流量が変化するため、環境影響評価項目として選定します。 なお、供用時において、地下水の揚水は行わないことから、地下水位の細目について環境影響評価項目として選定しません。
	河川の形態、流量	×	本事業において、河川の改変は行わないため、河川の形態、流量に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。 なお、施設の運営によって発生する事業排水は、公共下水道に排水する計画であり、排水を河川に直接排水することはありません。
	海域の流況	×	本事業は内陸部において新たな公園を整備する事業であり、供用時において海域の流況に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
廃棄物・建設発生土	一般廃棄物	○	供用時における施設の運営に伴い、一般廃棄物の発生が予想されるため、環境影響評価項目として選定します。
	産業廃棄物	○	供用時における施設の運営に伴い、産業廃棄物の発生が予想されるため、環境影響評価項目として選定します。
	建設発生土	×	供用時には建設発生土は発生しないため、環境影響評価項目として選定しません。
大気質	大気汚染	○	来園車両等の走行に伴い発生する排出ガスが、対象事業実施区域周辺の大気質に影響を及ぼすことが予想されるため、環境影響評価項目として選定します。
水質・底質	公共用水域の水質	×	公園内の施設における水利用・排水処理は、公営上水道及び公共下水道を利用する計画であり、公共用水域の水質に影響を及ぼす要因はないため、環境影響評価項目として選定しません。
	公共用水域の底質	×	公園内の施設における水利用・排水処理は、公営上水道及び公共下水道を利用する計画であり、公共用水域の底質に影響を及ぼす要因はないため、環境影響評価項目として選定しません。
	地下水の水質	×	本事業は新たな公園を整備する事業であり、供用時において地下水の水質に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。

※太字下線：修正事項

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

1 2 環境保全のスペースの考え方について

(1) 相沢川における水辺空間の検討

「保全対象種の生息・生育環境(湿地環境と草地環境)創出」の計画、施工、事後モニタリングに加え、モニタリング結果を踏まえた追加の保全措置の検討などの主体は土地区画整理事業となりますが、「保全対象種の生息・生育環境(湿地環境と草地環境)の創出」は、公園区域に位置することから、土地区画整理事業等と調整を図りながら、本事業の検討も進めていきます。

(2) 環境保全のスペースの考え方

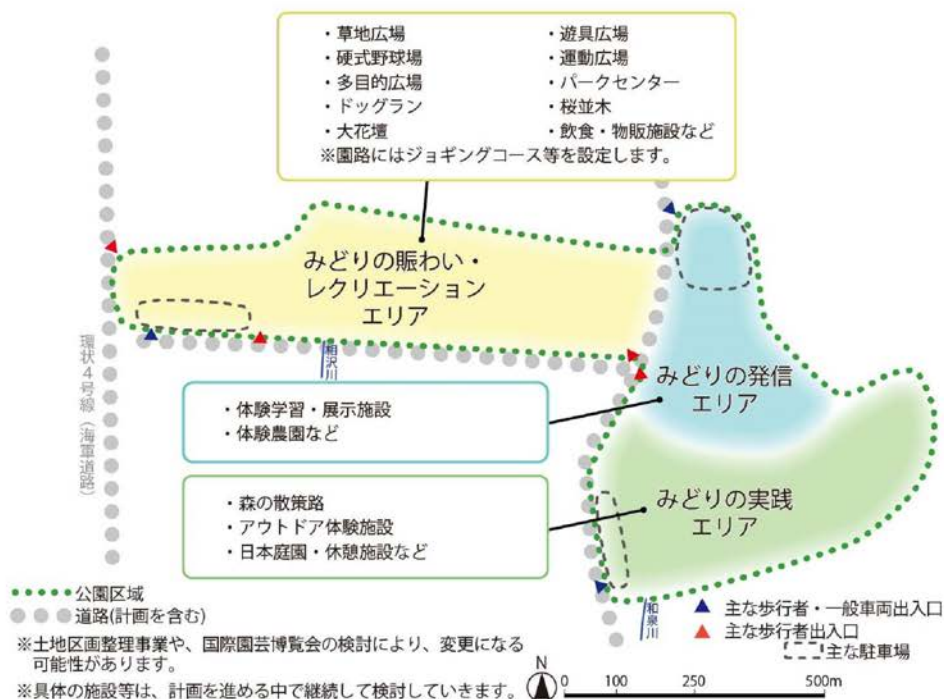
方法書では、公園基本計画(原案)を基に、3つのエリアに区分しています。

みどりの賑わい・レクリエーションエリアにおいては、土地区画整理事業が創出する「保全対象種の生息・生育環境(湿地環境と草地環境)」や自然環境の連続性に配慮しながら、草地広場の配置や敷地内の緑化などを検討します。

みどりの発信エリアにおいては、建物(管理棟等)周辺や敷地内を緑化することにより、瀬谷市民の森や和泉川源流部などとの連続性に配慮する計画です。また、上川井の農との連続性の配慮等についても検討します。

みどりの実践エリアにおいては、和泉川源流部は、現在の湧水環境等に配慮した水辺空間、隣接する瀬谷市民の森等との連続性に配慮した樹林地の保全検討に加え、土地区画整理事業において地形や自然豊かな環境をいかし、生息環境の創出に寄与するような調整池を検討することとしています。

今後、これらの配慮事項を踏まえて具体的な施設配置計画の検討を行い、詳細を準備書において示します。



この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

1 3 河川の形態、流量及び公共用水域の水質の項目選定について

(1) 相沢川の形態、流量及び公共用水域の水質の項目選定

1) 土地区画整理事業による相沢川及びその周辺の整備内容

土地区画整理事業において、相沢川は、切り回し、暗渠化し、併せて調整池（地下式）が整備される計画となっています。また、表 1 3-1 に示すとおり、動物・植物・生態系に対する環境保全措置として、公園区域の相沢川沿いにおいては、「保全対象種の生息・生育環境（湿地環境と草地環境）の創出」を行う計画となっています。

更に、「保全対象種の生息環境（湿地環境と草地環境）の創出」等、環境保全措置の効果に不確実性があるものが存在することから、工事中、工事の完了後の適切な時期において、表 1 3-2 に示す事後調査を行うこととされており、事後調査の結果、著しい影響が認められる場合、専門家等の意見を踏まえ、更なる環境保全措置を検討することとしています。

表 13-1 環境保全措置の実施の内容

実施主体	土地区画整理事業者	
実施内容	種類	保全対象種の生息・生育環境（湿地環境と草地環境）の創出
	位置	相沢川及びその周辺（公園区域）
保全措置の効果	保全対象種の生息・生育環境である「湿地環境と草地環境」を創出することで、保全対象種の生息環境の代償効果が見込まれます。	
効果の不確実性	あり	
他の環境への影響	なし	

土地区画整理事業準備書 p 9.10（動物）-144～145 参照

土地区画整理事業準備書 p 9.11（植物）-49～50 参照

土地区画整理事業準備書 p 9.12（生態系）-22～23 参照

表 13-2 事後調査の項目等

調査項目	調査内容	実施主体
保全対象種の生息状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査時期 工事中、工事の完了後における適切な時期・頻度とし、保全対象種の生活サイクル・生息状況を勘案して設定します。 ・ 調査方法 現地調査（目視確認等）による確認 	土地区画整理事業者

土地区画整理事業準備書 p 9.10（動物）-148 参照

土地区画整理事業準備書 p 9.11（植物）-52 参照

土地区画整理事業準備書 p 9.12（生態系）-26 参照

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

2) 相沢川の形態、流量及び公共用水域の水質の項目選定

本事業は、土地区画整理事業で整備がされた後、公園整備を実施することから、土地区画整理事業で計画されている相沢川の暗渠化、調整池の整備、及び「保全対象種の生息・生育環境（湿地環境と草地環境）の創出」は、公園区域に位置していますが、相沢川及びその周辺において、本事業による土地の改変など新たに影響が生じることはありません。また、本事業の工事に伴い発生する工事排水及び施設の運営によって発生する事業排水は公共下水道に排水する計画であり、河川に直接排水することはありません。

以上により、河川の形態、流量及び公共用水域の水質に影響を及ぼす要因はないため、環境影響評価項目として選定しません。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

(2) 和泉川の形態、流量及び公共用水域の水質の項目選定

1) 和泉川の状況

和泉川は、対象事業実施区域の東側に位置し、湧水を水源とする河川です。対象事業実施区域内に分布する和泉川の支流は、p.6 に示すとおり、支流①及び支流②の2箇所が分布し、隣接する瀬谷市民の森の敷地には支流③の1箇所が分布しており、それらの支流は瀬谷市民の森の西端付近で合流しています。

対象事業実施区域の和泉川源流域は、対象事業実施区域の境界の転圧された道路によって分断されており、対象事業実施区域から和泉川に流れる湧水（伏流水）は、地形の形状を踏まえると、支流①又は支流②から道路下の導水管（コンクリート）を通過して下流に流れ、また、東側の瀬谷市民の森に隣接する箇所においては、支流③から下流に流れていると考えられます。

【支流①】

- ・対象事業実施区域内は、起伏のある地形から生み出された湧水（伏流水）によって形成された流水（素掘りの水路）が分布しています。対象事業実施区域内の流水（素掘りの水路）は、河川法により定められた河川^{※1}、河川法の規定を準用する河川^{※2}及び横浜市の管理区分^{※3}に該当しません。
- ・対象事業実施区域より下流は、コンクリート3面張りの小水路（河川）となっており、河川法により定められた河川^{※1}及び河川法の規定を準用する河川^{※2}ではありませんが、横浜市の管理区分^{※3}に該当します。
- ・湧水調査は、湧水5の地点で豊水期と渇水期に各1回調査が行われていますが、確認された湧水の流量は、0.0003～0.0018 m³/sでした。（土地区画整理事業準備書 p 9.7（その他の水環境）-4 参照）

【支流②】

- ・対象事業実施区域内は、最上流の掘り込み池から、起伏のある地形から生み出された湧水（伏流水）によって形成された流水（素掘りの水路）が分布し、対象事業実施区域より下流についても、瀬谷市民の森の敷地内の素掘りの水路があり、支流③と合流します。いずれも、河川法により定められた河川^{※1}、河川法の規定を準用する河川^{※2}及び横浜市の管理区分^{※3}に該当しません。支流③と合流後、道路下を通過し、素掘りの水路からコンクリート3面張りの小水路（河川）となります。
- ・湧水調査は、湧水4の地点で豊水期と渇水期に各1回調査が行われていますが、湧水の流れは観測されませんでした。（土地区画整理事業準備書 p 9.7（その他の水環境）-4 参照）
- ・なお、現地調査では、湧水の流れは確認されていませんが、比較的、まとまった降雨が確認された後は、湧水量が増加し、素掘りの水路を通じて、下流に流れるものと考えられます。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

【支流③】

- ・対象事業実施区域に隣接した瀬谷市民の森の敷地内の樹林地において沢が分布しており、農地に隣接した場所から下流は、河川法により定められた河川^{※1}及び河川法の規定を準用する河川^{※2}ではありませんが、横浜市の管理区分^{※3}に該当します。
- ・対象事業実施区域外に分布しているため、湧水調査は、実施されていません。

※1：河川法により定められた河川

一級河川：国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で、政令で指定したものに係る河川で国土交通大臣が指定したもの。国土交通省・都道府県知事が管理を行う。




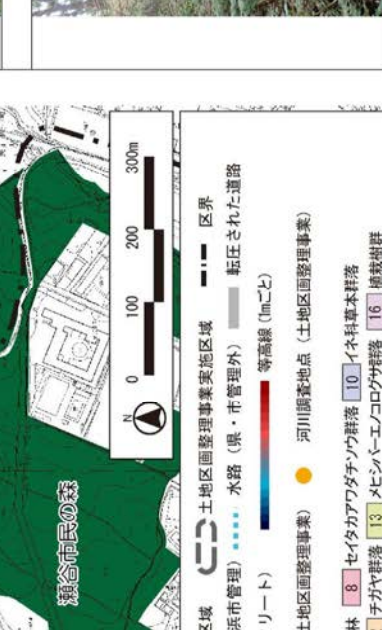


二級河川：一級河川以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したもの。都道府県知事が管理を行う。

※2：河川法の規定を準用する河川

準用河川：「河川法」の規定の一部を準用し、市町村長が管理する河川。

※3：一級河川、二級河川、準用河川以外の小河川を「普通河川（その他）」と呼び、市町村長が管理を行う。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

 <p>写真③：支流②対象事業実施区域の境界</p>	 <p>写真④：支流③瀬谷市民の森</p>		 <p>写真⑤：支流⑤と③と合流後</p>
 <p>写真①：支流①対象事業実施区域の境界</p>	 <p>写真②：支流①対象事業実施区域外</p>	<p>※写真は、2021年8月27日、2021年9月22日に撮影</p>	<p>6</p>

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

2) 和泉川の水循環（湧水の流量）の調査・予測の考え方

①調査

対象事業実施区域及びその周辺の湧水（伏流水）環境を把握するため、支流①～③を対象とした現地調査を図 13-1 に示す 6 地点で実施します。調査方法は、「水質調査方法」（昭和 46 年 9 月 環水管 30 号）に定める方法又は容器法等により、河川の流量、水温、水素イオン濃度（pH）、電気伝導度（EC）を測定します。調査頻度は、和泉川源流の湧水量の変動が比較的大きいと考えられることから、4 回（四季）とします。

②予測

予測は、土地区画整理事業による造成・整地後の公園施設や園路等の整備による湧水（伏流水）の流況への影響に関して、工事中は施工計画の内容を、供用時は事業計画の内容を勘案し、施設の存在・土地利用の変化に伴う湧水（伏流水）の流況への影響について定性的に予測します。

3) 和泉川の形態、流量及び公共用水域の水質の項目選定

河川の形態、流量及び公共用水域の水質を環境影響評価項目として選定せず、水循環（湧水の流量）として調査、予測、評価を実施します。

対象事業実施区域及びその周辺に分布する支流①～③を対象に、事業実施に伴う涵養源や支流の形態及び流量への影響について調査、予測・評価することで、和泉川下流への影響についても適切に把握できると考えています。また、工事に伴い発生する工事排水及び施設の運営によって発生する事業排水は公共下水道に排水する計画であり、排水を公共用水域に直接排水することはありません。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

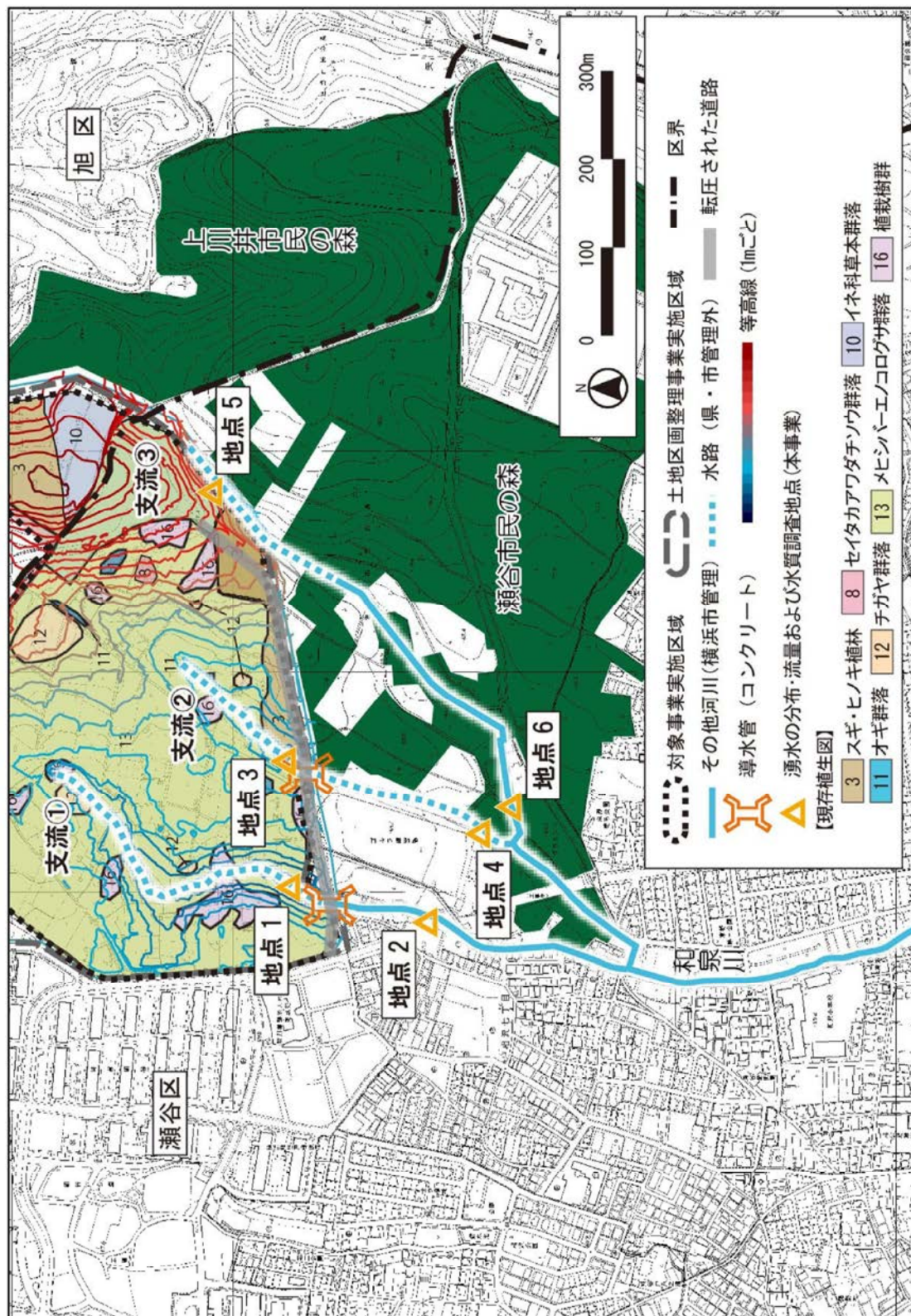


図 13-1 本事業における湧水調査地点

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

これに伴い、方法書 p.6-10 の表 6.7 及び p.6-11 の図 6.2 を以下のとおり修正します。

表 6.7 水循環（湧水の流量）に係る調査手法

調査項目	調査方法		調査地域
湧水の分布、流量及び水質	資料	既存資料の収集・整理により、湧水の分布を把握します。	対象事業実施区域及びその周辺とします。
	現地	「水質調査方法」(昭和 46 年 9 月 環水管 30 号)に定める方法又は容器法により、河川の流量を調査します。また、水温、水素イオン濃度(pH)、電気伝導度(EC)を調査します。 ・調査 4 回(四季)	対象事業実施区域及びその周辺 6 地点とします(地点 1~6)。(図 6.2 参照)
地形、地質の状況	資料 現地	地形図等の既存資料の収集・整理及び必要に応じ現地踏査により調査します。	対象事業実施区域及びその周辺とします。
降水量の状況	資料	横浜地方気象台で観測されている降水量等の既存資料の収集・整理により把握します。	横浜地方気象台

※太字下線：方法書からの修正事項

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

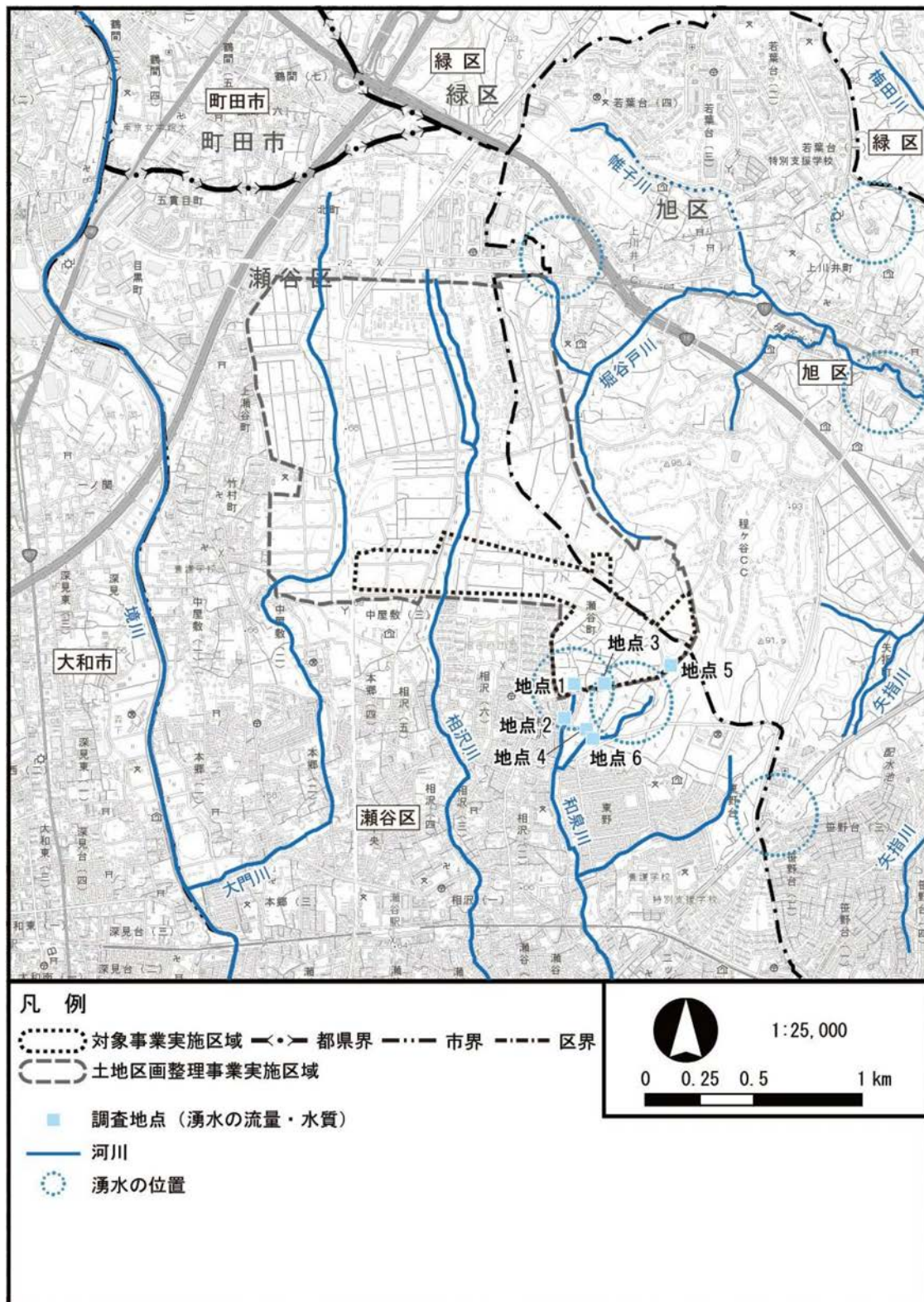


図 6.2 湧水現地調査地点

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

14 工事中の温室効果ガスの項目選定について

本事業においては大規模な土地の造成は行わないため建設機械の稼働や工事用車両の走行は限られますが、工事期間が長期に及ぶことから、環境影響評価項目として選定します。これに伴い、方法書 p5-2 の表 5.2 及び p5-3 の表 5.3(1)を次頁のとおり修正します。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 5.2 環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

環境の保全 及び創造に 向けた 基本的な考え方	環境影響 評価項目	区分 環境影響要因 細目	工事中			供用時			
			建設機械の稼働	工事用車両の走行	建設行為等	施設の 存在		施設の供用	
						施設の 変化	施設の存在・土地利用の	施設の運営	来園車両等の走行
地球環境への負担の軽減	温室効果ガス	温室効果ガス	○	○	—	—	○	—	
身近な自然環境の保全・再生・創造	生物多様性	動物	—	—	○	○	—	—	
		植物	—	—	○	○	—	—	
		生態系	—	—	○	○	—	—	
	水循環	地下水及び湧水の流量	—	—	○	○	—	—	
河川の形態、流量		—	—	—	—	—	—		
海域の流況		—	—	—	—	—	—		
安心して快適に生活できる生活環境の保全	廃棄物・建設発生土	一般廃棄物	—	—	—	—	○	—	
		産業廃棄物	—	—	○	—	○	—	
		建設発生土	—	—	○	—	—	—	
	大気質	大気汚染	○	○	—	—	—	○	
		水質・底質	公共用水域の水質	—	—	—	—	—	—
			公共用水域の底質	—	—	—	—	—	—
	地下水の水質		—	—	—	—	—	—	
	土壌	土壌汚染	—	—	—	—	—	—	
	騒音	騒音	○	○	—	—	—	○	
	振動	振動	○	○	—	—	—	○	
	地盤	地盤沈下	—	—	—	—	—	—	
	悪臭	悪臭	—	—	—	—	—	—	
	低周波音	低周波音	—	—	—	—	—	—	
	電波障害	テレビジョン電波障害	—	—	—	—	—	—	
	日影	日照障害	—	—	—	—	—	—	
		シャド-フリッカー	—	—	—	—	—	—	
	風害	風害	—	—	—	—	—	—	
安全	土地の安定性	—	—	—	—	—	—		
	浸水	—	—	—	—	—	—		
	火災・爆発	—	—	—	—	—	—		
	有害物漏洩	—	—	—	—	—	—		
快適な地域環境の確保	地域社会	地域分断	—	—	—	—	—	—	
		交通混雑	—	○	—	—	—	○	
		歩行者の安全	—	○	—	—	—	○	
	景観	景観	—	—	—	○	—	—	
	触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	—	○	—	○	—	○	
文化財等	文化財等	—	—	—	—	—	—		

※太字下線：修正事項

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 5.3(1) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由(工事中)

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
温室効果ガス	温室効果ガス	○	本事業において大規模な土地の造成は行わないため建設機械の稼働や工事用車両の走行は限られますが、 <u>工事期間が長期に及ぶことから、環境影響評価項目として選定します。</u>
生物多様性	動物	○	対象事業実施区域は自然環境が残された地域であり、工事施工ヤードの設置等の建設行為等に伴い動物、植物、生態系に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
	植物	○	
	生態系	○	
水循環	地下水位及び湧水の流量	○	本事業において大規模な土地の造成は行わないものの、対象事業実施区域周辺には湧水が存在し、工事により湧水の分布及び流量が変化する可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。 なお、本事業の工事では地下水位の著しい低下を招くような掘削等は行わないことから、地下水位の細目について環境影響評価項目として選定しません。
	河川の形態、流量	×	本事業において、河川の改変は行わないため、河川の形態、流量に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。 なお、相沢川の改修は、土地区画整理事業において実施される計画です。
	海域の流況	×	本事業は内陸部において新たな公園を整備する事業であり、工事中において海域の流況に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
廃棄物・建設発生土	一般廃棄物	×	工事に伴い発生する一般廃棄物は主に現場事務所等からの生ごみや古紙等であり、その発生量は限られていること、また、適切に処理することから、環境影響評価項目として選定しません。
	産業廃棄物	○	工事に伴い産業廃棄物が発生することから、環境影響評価項目として選定します。
	建設発生土	○	工事に伴い、土砂の発生及び場外への運搬が考えられることから、環境影響評価項目として選定します。
大気質	大気汚染	○	建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
水質・底質	公共用水域の水質	×	工事に伴い発生する工事排水は公共下水道に排出する計画であり、排水を河川に直接排出することはないため、環境影響評価項目として選定しません。
	公共用水域の底質	×	工事において、公共用水域内の改変は行わないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	地下水の水質	×	本事業の工事において、地下水及び湧水の水質に影響を及ぼす要因はありません。また、旧上瀬谷通信施設の国有地において令和元年度に行われた防衛省による土壌汚染調査では、一部区画で土壌の汚染が確認されていますが、本事業の実施に当たっては、土地区画整理事業において適切な土壌汚染処理が行われた後、本事業の工事を実施することから、環境影響評価項目として選定しません。

※太字下線：修正事項

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

1 5 生物多様性の項目の選定と予測の考え方について

(1) 項目の選定

本事業は、土地区画整理事業による造成・整地後に、工事を実施する計画です。

本事業の工事着手時における対象事業実施区域は、土地区画整理事業による造成・整地により改変された状態となります。一方で、対象事業実施区域の東側には、瀬谷市民の森等が位置しており、工事の実施により間接的影響が生じるおそれがあります。

また、供用時は、新に創出される緑による生物多様性の回復が期待されます。その一方で、施設の照明設備の使用による瀬谷市民の森等への間接的影響が生じるおそれがあります。

以上を踏まえ、これらの影響の予測評価のため、生物多様性（動物・植物・生態系）を環境影響評価項目として選定します。

(2) 予測の考え方

生物多様性（動物・植物・生態系）の予測にあたり、本事業の実施による直接的影響、及び間接的影響のそれぞれの考え方は、表 1 5-1 に示すとおりです。なお、工事中の直接的影響は、土地区画整理事業において、改変された土地であるため、新たな影響が生じる可能性はないため、工事中の直接的影響は対象外とします。

表 15-1 生物多様性（動物・植物・生態系）の予測の考え方

区分	予測の考え方		予測地域
工事中	直接的影響	土地区画整理事業において、改変された土地であり、新たな影響が生じる可能性はないため、工事中の直接的影響は対象外とします。	-
	間接的影響	工事の実施に伴う対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等を生息・生育環境とする動物・植物・生態系への間接的影響を定性的に予測します。	対象事業実施区域の端部から約 200m までの範囲 (図 1 5-1 参照)
供用時	直接的影響	工事中と同様、土地区画整理事業において、改変された土地であり、新たな影響が生じる可能性はないため、施設の存在供用に伴う直接的影響は対象外としますが、更なる環境配慮として、対象事業実施区域に整備される緑の量並びに緑の質、及び瀬谷市民の森等とのつながりを踏まえ、生物多様性の回復の程度を定性的に予測します。	対象事業実施区域内 (図 1 5-1 参照)
	間接的影響	施設の供用に伴う照明設備の使用による対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等を生息・生育環境とする動物・植物・生態系への間接的影響を定性的に予測します。	対象事業実施区域の端部から約 200m までの範囲 (図 1 5-1 参照)

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

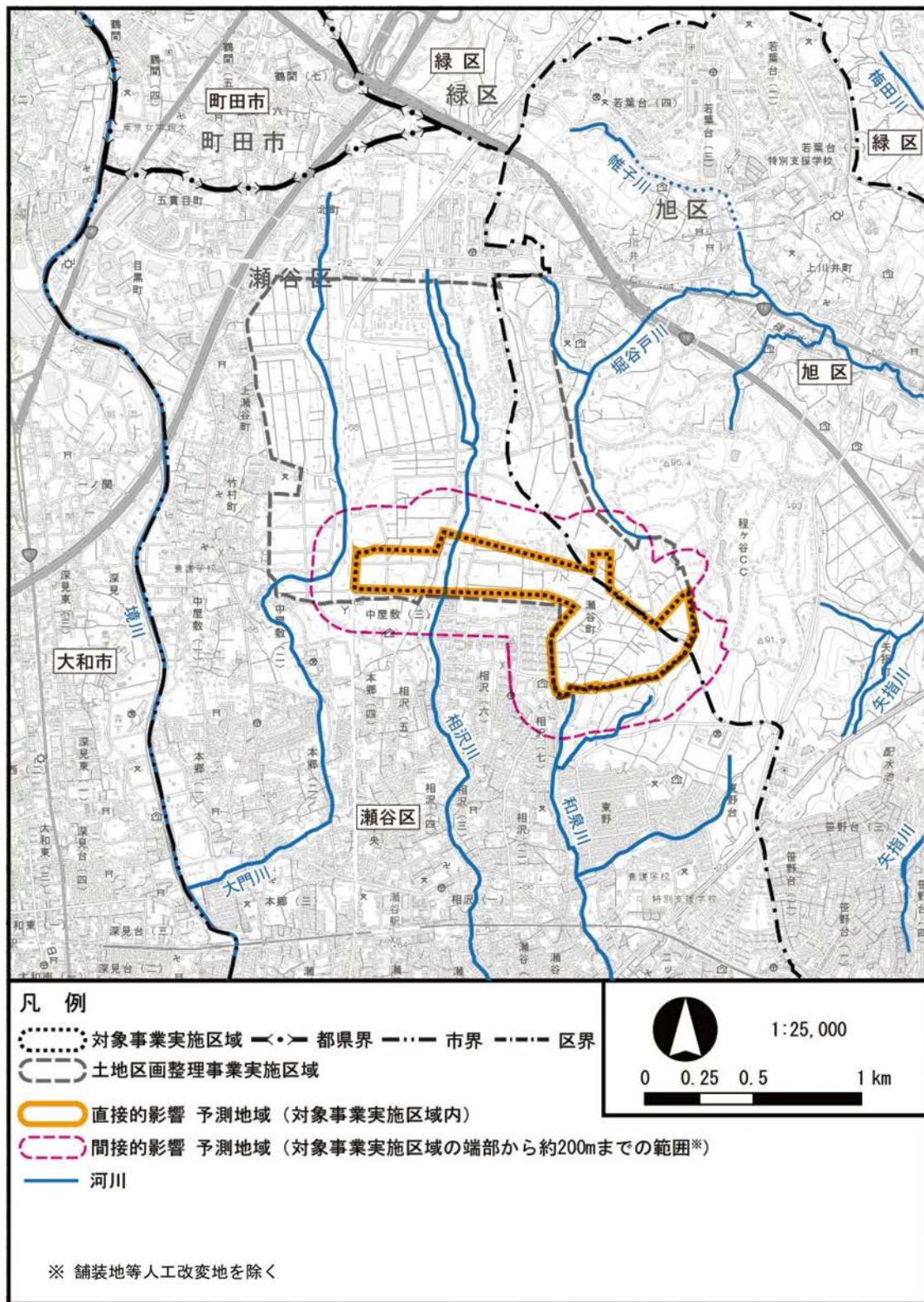


図 15-1 動物・植物・生態系の予測地域

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

これに伴い、方法書 p.5-3 の表 5.3(1)、p.5-6 の表 5.4(1)、p.6-4 の表 6.2、p.6-7 の表 6.4 及び p.6-9 の表 6.6 を以下のとおり修正します。

なお、調査については、土地区画整理事業の現地調査結果を活用し、調査地域は、土地区画整理事業と同様に、対象事業実施区域及びその周辺の比較的多くの動物種・植物種の生息・生育が考えられる土地区画整理事業実施区域の端部から約 200m までの範囲（舗装地等人工改変地を除く）とします。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 5.3(1) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由(工事中)

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
温室効果ガス	温室効果ガス	○	本事業において大規模な土地の造成は行わないため建設機械の稼働や工事用車両の走行は限られますが、工事期間が長期に及ぶことから、環境影響評価項目として選定します。
生物多様性	動物	○	対象事業実施区域は、土地区画整理事業において改変された土地であり、本事業の工事に伴う直接的影響はありません。しかし、隣接する瀬谷市民の森等を生息・生育環境とする動物、植物、生態系に間接的影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
	植物	○	
	生態系	○	
水循環	地下水位及び湧水の流量	○	本事業において大規模な土地の造成は行わないものの、対象事業実施区域周辺には湧水が存在し、工事により湧水の分布及び流量が変化する可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。 なお、本事業の工事では地下水位の著しい低下を招くような掘削等は行わないことから、地下水位の細目について環境影響評価項目として選定しません。
	河川の形態、流量	×	本事業において、河川の改変は行わないため、河川の形態、流量に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。 なお、相沢川の改修は、土地区画整理事業において実施される計画です。
	海域の流況	×	本事業は内陸部において新たな公園を整備する事業であり、工事中において海域の流況に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
廃棄物・建設発生土	一般廃棄物	×	工事に伴い発生する一般廃棄物は主に現場事務所等からの生ごみや古紙等であり、その発生量は限られていること、また、適切に処理することから、環境影響評価項目として選定しません。
	産業廃棄物	○	工事に伴い産業廃棄物が発生することから、環境影響評価項目として選定します。
	建設発生土	○	工事に伴い、土砂の発生及び場外への運搬が考えられることから、環境影響評価項目として選定します。
大気質	大気汚染	○	建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質が、住居等が存在する周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。
水質・底質	公共用水域の水質	×	工事に伴い発生する工事排水は公共下水道に排出する計画であり、排水を河川に直接排出することはないため、環境影響評価項目として選定しません。
	公共用水域の底質	×	工事において、公共用水域内の改変は行わないことから、環境影響評価項目として選定しません。
	地下水の水質	×	本事業の工事において、地下水及び湧水の水質に影響を及ぼす要因はありません。また、旧上瀬谷通信施設の国有地において令和元年度に行われた防衛省による土壌汚染調査では、一部区画で土壌の汚染が確認されていますが、本事業の実施に当たっては、土地区画整理事業において適切な土壌汚染処理が行われた後、本事業の工事を実施することから、環境影響評価項目として選定しません。

※太字下線：方法書からの修正事項

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 5.4(1) 環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由(供用時)

環境影響評価項目		選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目		
温室効果ガス	温室効果ガス	○	施設の稼働に伴い、設備機器等から定常的に温室効果ガスを排出する可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。 なお、施設の供用にあたっては、高効率・省エネルギー型の照明器具や空調設備等の積極的な導入により、温室効果ガスの低減に努めます。
生物多様性	動物	○	対象事業実施区域は、土地区画整理事業において改変された土地であり、施設の存在・土地利用の変化に伴う直接的影響はありません。しかし、施設の供用に伴う照明設備の使用により対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等を生息・生育環境とする動物、植物、生態系に間接的影響を及ぼすおそれがあることから、環境影響評価項目として選定します。 また、更なる環境配慮として、対象事業実施区域に整備される緑の量並びに緑の質、及び瀬谷市民の森等とのつながりを踏まえ、生物多様性の回復の程度に配慮します。
	植物	○	
	生態系	○	
水循環	地下水位及び湧水の流量	○	対象事業実施区域周辺には湧水が存在し、公園整備に伴い湧水の分布及び流量が変化する可能性があるため、環境影響評価項目として選定します。 なお、供用時において、地下水の揚水は行わないことから、地下水位の細目について環境影響評価項目として選定しません。
	河川の形態、流量	×	本事業において、河川の改変は行わないため、河川の形態、流量に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。 なお、施設の運営によって発生する事業排水は、公共下水道に排水する計画であり、排水を河川に直接排水することはありません。
	海域の流況	×	本事業は内陸部において新たな公園を整備する事業であり、供用時において海域の流況に影響を及ぼす要因はないことから、環境影響評価項目として選定しません。
廃棄物・建設発生土	一般廃棄物	○	供用時における施設の運営に伴い、一般廃棄物の発生が予想されるため、環境影響評価項目として選定します。
	産業廃棄物	○	供用時における施設の運営に伴い、産業廃棄物の発生が予想されるため、環境影響評価項目として選定します。
	建設発生土	×	供用時には建設発生土は発生しないため、環境影響評価項目として選定しません。
大気質	大気汚染	○	来園車両等の走行に伴い発生する排出ガスが、対象事業実施区域周辺の大気質に影響を及ぼすことが予想されるため、環境影響評価項目として選定します。

※太字下線：方法書からの修正事項

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 6.2 生物多様性(動物)に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測の手法			
		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
工事中	建設行為等	工事の実施に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度	工事期間全体とします。	<u>対象事業実施区域の端部から約200mまでの範囲(舗装地等人工改変地を除く)とします。</u>	調査で把握した陸生動物の動物相、水生生物相の状況及び生息環境と施工計画を比較することで、 <u>対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等を生息・生育環境とする動物への間接的影響の程度を定性的に予測します。</u>
供用時	施設の存在・土地利用の変化	施設の存在・土地利用の変化に伴う陸生動物の動物相、水生生物相の変化の内容及びその程度	工事完了後、事業活動が平常の状態になり、新たな環境が安定する時期とします。	<u>直接的影響は、対象事業実施区域内、間接的影響は、対象事業実施区域の端部から約200mまでの範囲(舗装地等人工改変地を除く)とします。</u>	調査で把握した陸生動物の動物相、水生生物相の状況及び生息環境と事業計画を比較することで、 <u>対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等を生息・生育環境とする動物への照明設備の使用による間接的影響の程度を定性的に予測します。</u> また、更なる環境配慮として、 <u>対象事業実施区域に整備される緑の量並びに緑の質、及び瀬谷市民の森等とのつながりを踏まえ、生物多様性の回復の程度を定性的に予測します。</u>
環境影響要因		評価の手法			
工事中	建設行為等	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価します。環境保全目標の設定にあたっては、調査により判明した陸生動物の動物相、水生生物相の状況等を踏まえ、注目すべき動物種を保全する水準等から適切な内容を設定します。			
供用時	施設の存在・土地利用の変化				

※太字下線：方法書からの修正事項

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 6.4 生物多様性(植物)に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測の手法			
		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
工事中	建設行為等	工事の実施に伴う陸生植物の植物相、水生植物の植物相の変化の内容及びその程度	工事期間全体とします。	<u>対象事業実施区域の端部から約200mまでの範囲(舗装地等人工改変地を除く)とします。</u>	調査で把握した陸生植物の植物相、水生植物の植物相及び植生の状況と施工計画を比較することで、 <u>対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等を生息・生育環境とする植物への間接的影響の程度を定性的に予測します。</u>
供用時	施設の存在・土地利用の変化	施設の存在・土地利用の変化に伴う陸生植物の植物相、水生植物の植物相の変化の内容及びその程度	工事完了後、事業活動が平常の状態になり、新たな環境が安定する時期とします。	<u>直接的影響は、対象事業実施区域内、間接的影響は、対象事業実施区域の端部から約200mまでの範囲(舗装地等人工改変地を除く)とします。</u>	調査で把握した陸生植物の植物相、水生植物の植物相及び植生の状況と事業計画を比較することで、 <u>対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等を生息・生育環境とする植物への照明設備の使用による間接的影響の程度を定性的に予測します。</u> また、更なる環境配慮として、 <u>対象事業実施区域に整備される緑の量並びに緑の質、及び瀬谷市民の森等とのつながりを踏まえ、生物多様性の回復の程度を定性的に予測します。</u>
環境影響要因		評価の手法			
工事中	建設行為等	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価します。			
供用時	施設の存在・土地利用の変化	環境保全目標の設定にあたっては、調査により判明した陸生植物の植物相、水生植物の植物相の状況等を踏まえ、注目すべき植物種、植物群落を保全する水準等から適切な内容を設定します。			

※太字下線：方法書からの修正事項

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 6.6 生物多様性（生態系）に係る予測・評価手法

環境影響要因		予測の手法			
		予測項目	予測時期	予測地域・地点	予測方法
工事中	建設行為等	工事の実施に伴う生態系の状況の変化の内容及びその程度	工事期間全体とします。	<u>対象事業実施区域の端部から約200mまでの範囲（舗装地等人工改変地を除く）とします。</u>	調査で把握した生態系の状況と施工計画を比較することで、 <u>対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等の生態系への間接的影響の程度を定性的に予測します。</u>
供用時	施設の存在・土地利用の変化	施設の存在・土地利用の変化に伴う生態系の状況の変化の内容及びその程度	工事完了後、事業活動が平常の状態になり、新たな環境が安定する時期とします。	<u>直接的影響は、対象事業実施区域内、間接的影響は、対象事業実施区域の端部から約200mまでの範囲（舗装地等人工改変地を除く）とします。</u>	調査で把握した生態系の状況と事業計画を比較することで、 <u>対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等の生態系への照明設備の使用による間接的影響の程度を定性的に予測します。</u> また、更なる環境配慮として、 <u>対象事業実施区域に整備される緑の量並びに緑の質、及び瀬谷市民の森等とのつながりを踏まえ、生物多様性の回復の程度を定性的に予測します。</u>
環境影響要因		評価の手法			
工事中	建設行為等	環境保全目標を設定し、予測結果と対比することにより評価します。			
供用時	施設の存在・土地利用の変化	環境保全目標の設定にあたっては、調査により判明した生態系の状況等を踏まえ、動物種、植物種の多様性を保全する水準等から適切な内容を設定します。			

※太字下線：方法書からの修正事項

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

1 6 公園整備と生態系の保全措置の両立のあり方

(1) 「みどりの賑わい・レクリエーションエリア」における公園整備と生態系の保全措置の両立のあり方

「みどりの賑わい・レクリエーションエリア」における公園整備と生態系の保全措置の両立のあり方は、「保全対象種の生息・生育環境（湿地環境と草地環境）創出」等を踏まえて具体的な施設配置計画の検討を行い、詳細を準備書において示します。

なお、2021年10月27日審査会補足資料で示しました「土地区画整理事業が創出する「保全対象種の生息・生育環境（湿地環境と草地環境）」や自然環境の連続性に配慮」の「連続性に配慮」とは、「緑のつながりに配慮する」ということを示します。具体的には、土地区画整理事業が創出する「保全対象種の生息・生育環境（湿地環境と草地環境）」が分断影響を受けないように、「みどりの賑わい・レクリエーションエリア」における緑のつながりに配慮した草地や植栽等の配置などの検討を行い、詳細を準備書において示します。

(2) 「みどりの実践エリア」における公園整備と生態系の保全措置の両立のあり方

「みどりの実践エリア」における公園整備と生態系の保全措置の両立のあり方は、「現在の湧水環境等に配慮した水辺空間」、「生息環境の創出に寄与するような調整池」等を踏まえて具体的な施設配置計画の検討を行い、詳細を準備書において示します。

なお、「みどりの実践エリア」における日本庭園やアウトドア体験施設等と湧水環境や生息環境の創出に寄与するような調整池等との両立なども踏まえて具体的な施設配置計画の検討を行い、詳細を準備書において示します。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

1 7 供用時の土地被覆の変化に伴う相沢川への雨水排水の影響

本事業の対象事業実施区域のうち相沢川流域には、「みどりの賑わい・レクリエーションエリア」が設定されており、エリアの大部分は、草地広場、遊具広場、運動広場、多目的広場、硬式野球場、ドッグラン、桜並木、大花壇など、土地区画整理事業によって造成や整地される土地利用と比較して、本事業の供用時は、雨水の表面排水が低い土地利用形態を想定しており、今後、公園内への雨水貯留や浸透機能の整備等の詳細な検討を行います。

土地区画整理事業によって整備される調整池3は、観光・賑わい地区、物流地区、公益的施設用地（公園・防災等用地）の相沢川流域部分の雨水排水を対象とした計画としており、本事業の雨水排水量は、計画容量に影響はありません。なお、土地区画整理事業において、河川の形態、流量の予測評価をしています。



図 17-1 調整池の位置

(9月30日審査会 土地区画整理事業補足資料No.27より)

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

18 公園整備事業区域内における調整池整備・供用の考え方

相沢川流域の調整池3は、土地区画整理事業において、地下式として整備される計画です。調整池3は、本事業の供用前に整備・供用され、その後、本事業において、上部に草地広場などを整備する計画です。

和泉川流域の調整池4は、土地区画整理事業において、地上式を基本として整備される計画です。調整池4の具体的な設えや供用の時期については、土地区画整理事業が本事業等と調整を図りながら、地形や自然豊かな環境をいかし、生息環境の創出に寄与するような調整池を検討するとしています。

11.2 事業内容等修正届出書段階の審査会に提出した資料

事業内容等修正届出書時の審査会では、審査員からの質問に対する回答を、補足資料を用いて説明しました。その際に使用した資料を次頁以降に掲載します。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

1 景観の調査地点について

景観については、主要な眺望地点から撮影した現況写真に、事業計画を基に公園施設を合成したフォトモンタージュを作成し、眺望の変化を予測するとともに、圍繞景観の変化について予測することとしています。

また、圍繞景観については、現況と事業計画を重ね合わせ、事業の実施に伴う物理的な場の状態や「見る」という行為（利用）の状態の変化とそれに伴う視覚像の変化の程度を予測する必要があります。

そのため、景観の調査地点は、現況の土地利用の特性（図 1.3）及び将来の施設配置計画（図 1.4）等を踏まえ、図 1.2～図 1.4 に示すとおり、方法書に示した地点に加え、現況の相沢川の谷戸地形をいかした生物の生息生育環境を保全・創出する地点（追加地点①）、対象事業実施区域が拡張された北地区を把握できる地点（追加地点②）として、2 地点を追加します。

<景観の現地調査について>

- ・調査地点： 周辺の公園、車道、林道、農道など周辺住民等が立ち入り可能な地点から、瀬谷市民の森等を背景とした対象事業実施区域の視認性や将来の施設配置計画を踏まえ、現況と将来の変化を的確に把握できる地点を選定する。
- ・調査時期： 自然性、利用性等の変化を把握できる調査時期を設定する。
- ・調査方法： 主要な眺望地点から現況写真を撮影するとともに、圍繞景観については、瀬谷市民の森や対象事業実施区域の場の状況等を把握するため、パノラマ写真を撮影する。



注1：令和4年8月2日撮影

図 1.1(1) 景観の追加地点①（現況の相沢川の谷戸地形）



注1：令和4年8月2日撮影

図 1.1(2) 景観の追加地点②（対象事業実施区域が拡張された北地区）

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

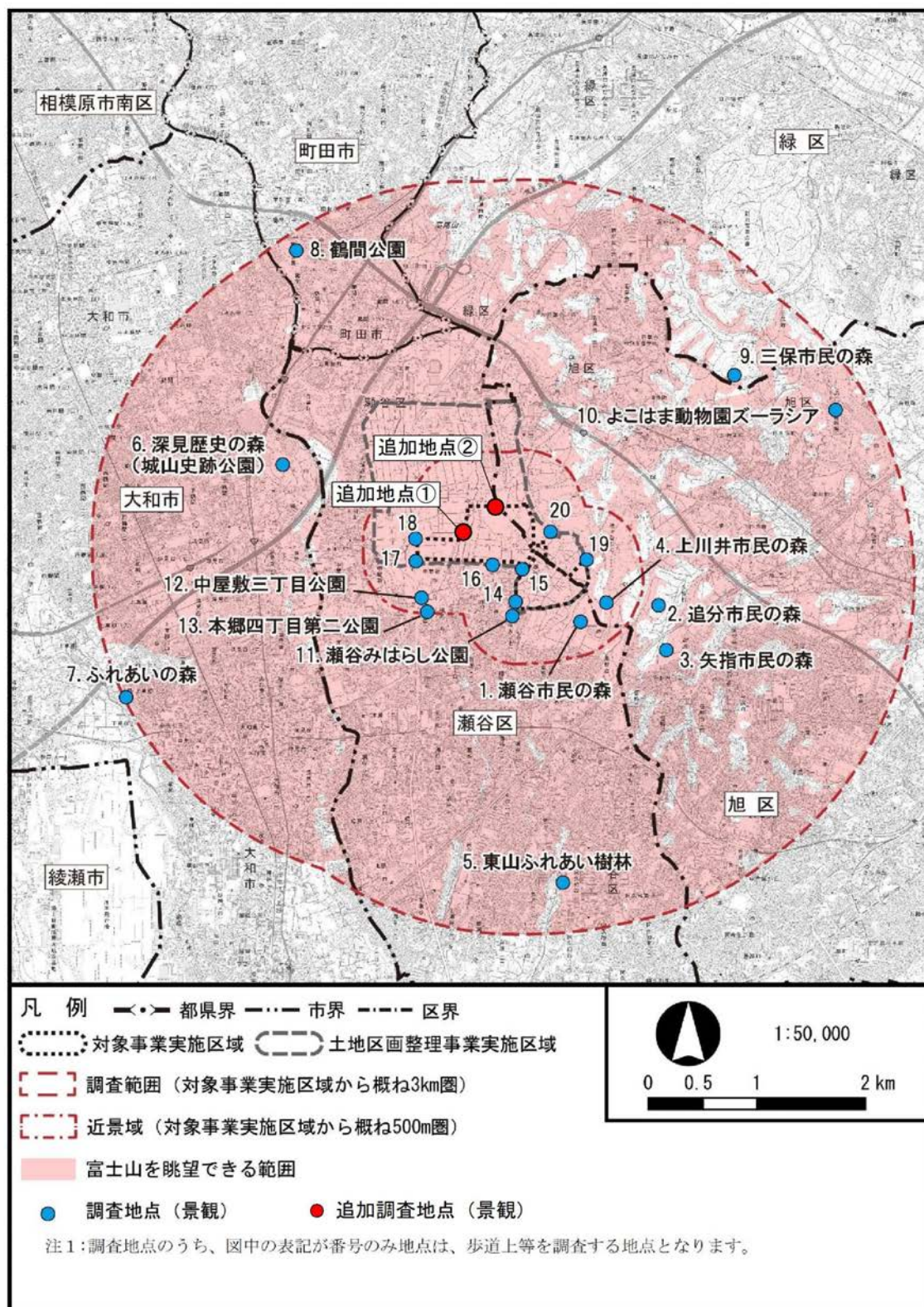


図 1.2 景観の調査地点図

この資料は審査公用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

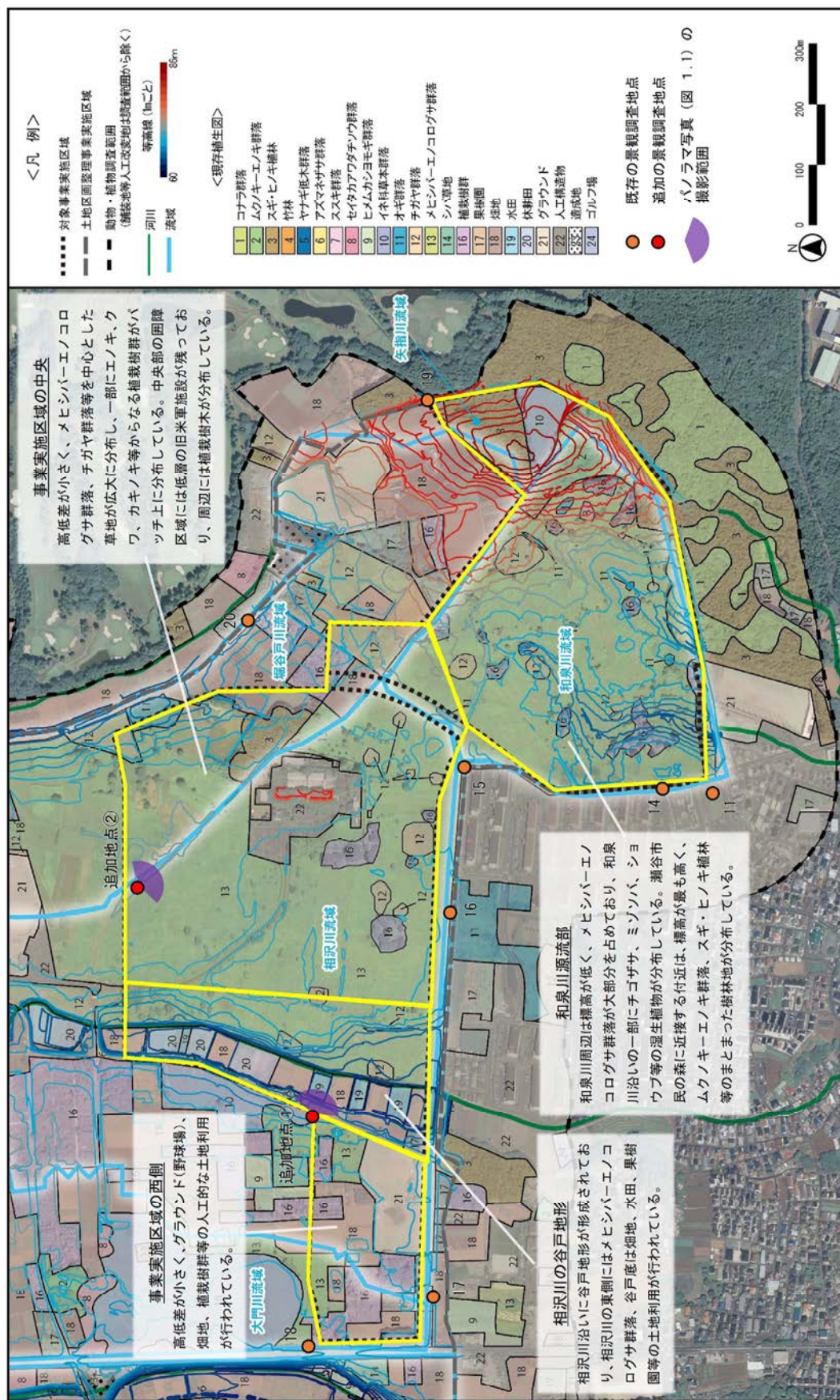


図 1.3 現況の土地利用及び景観調査地点

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

2 相沢川及び和泉川の環境配慮事項の修正について

相沢川及び和泉川の環境配慮事項について、土地区画整理事業で実施される整備及び環境保全措置と本事業で実施する環境配慮事項を明確にするため、方法書修正届出書添付資料 p.1-22 を次頁のとおり修正します。

なお、相沢川及び和泉川において実施する具体的な内容については、準備書段階でお示しする予定です。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

また、施設配置計画の環境配慮事項は下記のとおりで、イメージを図 2.5 に示します。

- ・相沢川は土地区画整理事業により土地区画整理事業実施区域の全域が暗渠化され、切り回しが行われる計画です。これにより、一部の生物の生息・生育環境が失われるため、本事業の対象事業実施区域において、土地区画整理事業で保全対象種の生息環境（湿地環境と草地環境）が創出される計画となっています。その際、暗渠化された相沢川から取水した水を放流し、活用することが計画されています。このような環境保全措置と併せて、本事業においても、対象事業実施区域内の現況の相沢川の谷戸地形をいかした生物の生息生育環境の保全・創出に努めます。
- ・和泉川源頭部には、現況の地形や自然豊かな環境をいかし、動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池4）の整備と保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）の創出が土地区画整理事業により行われます。このような環境保全措置等と併せて、本事業においても源頭部の環境をいかした生物の生息生育環境の保全・創出に努めます。なお、地上式調整池（調整池4）の詳細な位置は図 2.6 に示します。
- ・土地区画整理事業で整備・創出する動植物の生息・生育環境の創出に寄与する地上式調整池（調整池4）及び保全対象種の生息環境が、災害時の活用エリアと重ならないよう配慮します。
- ・運動施設やアウトドア体験施設等は西地区及び北地区に配置し、瀬谷市民の森等と隣接する東地区は、それらの樹林地との連続性に配慮した樹林地の保全や緑地の創出を行います。併せて、既存樹林地との林縁部は現況を保全するとともに、園路については人との距離が適切に確保されるよう計画します。
- ・既存の樹木や地形、表土の活用などを考慮した施設整備を行います。特に、北地区は、草道を主体としながらも比較的まとまって樹木が存在していることから、これらをいかし、さらに新たな緑の創出をしながら施設整備を行います。
- ・雨水浸透貯留・水源涵養など流域を踏まえた水循環の推進に配慮します。

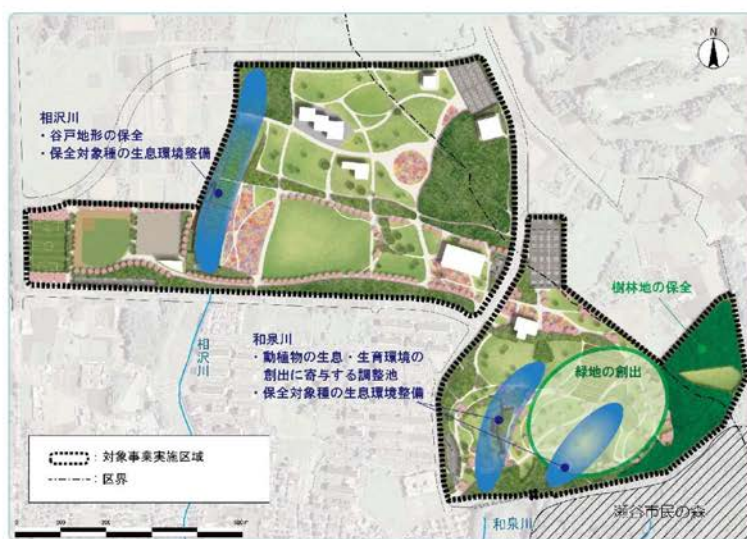


図 2.5 環境配慮事項イメージ図

注 ■：方法書修正届出書添付資料からの修正事項

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

3 北地区の想定施設と環境影響評価項目の選定について

(仮称)旧上瀬谷通信施設公園については、令和2年度に行った市民意見募集などを踏まえ、令和3年5月に基本計画(原案)を策定し、具体的な公園施設等について検討を進めてきました。その後、土地区画整理事業において、地権者の皆様との調整を進め、計画を深度化し、国有地の換地先を整理した結果、「相沢川や、和泉川源頭部など自然環境の一層の保全・創出」、「レクリエーション等のニーズに対応した施設の充実」、「国際園芸博覧会のレガシーの確実な継承」などの理由から、公園区域を北側に拡張することとし、令和4年6月に公園基本計画(案)を策定しました。

本事業で整備する公園は都市公園法で規定する都市公園に該当し、表3.1に示す都市公園法(昭和31年4月法律第79号)で規定された「公園施設」を設置することとなります。

表 3.1 都市公園法における公園施設の種類(都市公園法第2条)

1	園路及び広場
2	植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの
3	休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの
4	ぶらんこ、滑り台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの
5	野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの
6	植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの
7	飲食店、売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの
8	門、柵、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの
9	前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの

拡張した北地区も都市公園であるため、一般論としては法律上、表3.1の公園施設が設置可能ではありますが、この公園基本計画(案)においては「自然と共生しながら賑わいを創出する地区として樹林などの新たな緑を創出しながら、アウトドア体験施設や飲食・物販施設などを想定し、公民連携による整備を積極的に実施する。」と位置付けています。現時点では、他都市の事例などから、グランピングやキャンプ、アスレチック体験などのアウトドア体験施設、そして、地産地消を活用した飲食物販施設などが可能性あるものとして、これらを想定して環境影響評価の進め方を進めていくものです。

北地区の施設については、今後、民間企業に対しサウンディング調査を行い、事業提案を受けるなど、公民連携による検討の中で具体的な施設を決定しますが、その過程では、公園基本計画(案)に示す事業特性や地域特性及び修正届出書添付資料p4-7以降「表5.3環境影響評価項目を選定した理由・選定しない理由」に記載の事項、例えば事業排水は公共下水道に接続すること、高層建築物は建築しないこと等を踏まえることから、現在選定していない環境影響評価項目に負荷は生じない想定です。

したがって、評価項目の選定については、北地区の整備も含め、環境影響評価項目の選定・非選定を修正届出書添付資料p4-5「表5.2環境影響要因と環境影響評価項目の関連表」に示すとおりであり、環境影響評価項目の追加はないと考えています。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

4 供用時の光害対策について

本事業では、屋外スポーツ施設等に照明設備の設置を想定しており、「生物多様性」の予測において、供用時の照明設備の使用による動物、植物、生態系への間接的影響の程度を予測することとしています。

一方、光害は野生動植物だけでなく近隣住居への侵入光、近接道路の通行車両や通行人への障害光等の影響も想定されることから、人や動植物、夜空の明るさ等に及ぼす影響に配慮した照明設計を行います。

具体的には、屋外スポーツ施設及び駐車場等に設置する照明灯の設計にあたっては、「光害対策ガイドライン」（環境省）も踏まえ、適切な照明設備の数・配置、遮光板による配光制御、適切な光量・光色の設定等の対策を検討し、夜間の安全な利用とともに、光害を可能な限り抑制します。また、対象事業実施区域の境界に高木を含む樹木の植栽を行うことで、照明設備の使用による対象事業実施区域外への光漏れを軽減するなどの配慮を検討します。

11.3 準備書段階の審査会に提出した資料

準備書時の審査会では、審査員からの質問に対する回答を、補足資料を用いて説明しました。その際に使用した資料を次頁以降に掲載します。